

1539 年のヴィレル・コトゥレ王令と 訴訟手続の継承

小 梁 吉 章

1 ヴィレル・コトゥレ王令について

本稿は、1539 年 8 月にフランス国王が定めた王令⁽¹⁾を訳し、その意義を検討するものである。発布した地に因んで、本王令はヴィレル・コトゥレ王令 (*Ordonnance de Villers-Cotterêts*) と呼ばれている⁽²⁾。当時の国王フランソワ 1 世 (在位 1515 - 1547) に仕えた宰相ギヨーム・ポアイエ⁽³⁾が起草し、民事と刑事の訴訟手続について規定している⁽⁴⁾。本王令の発布から数年後には、

-
- (1) 国王の発する命令の形式には、王令 (*Ordonnance*)、王示 (*Édit*)、王宣 (*Déclaration*) がある。オリヴィエーマルタン教授は「1705 年ころまでは、公的な用語法は甚しく浮動的」であるが、18 世紀に入ると、王示は「特別の一問題に関するもの」、王宣は「若干の個別点について一王例または一王示を説明し、変更しまたは制限するもの」とされたとしている (オリヴィエーマルタン (埴浩訳) 『フランス法制史概説』(創文社、1986) 517 ~ 522 頁、Fr. Olivier-Martin, *Histoire du droit français*, Domat Montchrestien, 1948, pp. 348-352)。
 - (2) 16 世紀の王は王領を巡回する旅する王 (*Prince migrateur*) であったから、国王はヴィレル・コトゥレ、ブロアなど行く先々から王令は発した。
 - (3) Guillaume "Guillelmine" Poyet(1473-1548)。ポアイエは、フランス西部のアンジェに、参事会員・弁護士を父として生まれ、弁護士の道を歩んだ。パリに出て、ブルボン家の継承をめぐる元帥との争いで、フランソワ 1 世の母ルイズ側の弁護を引き受けたことから、その知遇を得て、1529 年に最高法院弁護士、1534 年にブルターニュ最高法院院長となった。ポアイエが栄光を極めたことは、本王令がその名にちなんで、ギルメと呼ばれたことから明らかである。しかし、王の信頼が厚かったシャボ・ド・ブリオンの冤罪事件で同人を有罪にしたことから、王の信頼を失う結果になり、1542 年に罷免され、ブールジュ、次いでバステューユに幽閉された。

注釈書が刊行されているが、これは王令として初めてのことである⁽⁵⁾。印刷技術の発達という社会経済的な要因はあろうが、本王令の重要性が評価されたことが背景にあると考えられる。

本王令を訳出したのは、次の理由からである。第一に、その形式の革新性ゆえである。従来の訴訟手続規定の王令は、一般に文章を平板に書き連ねる形式をとっていた。これに対して、本王令は、後記の訳文に見られるとおり、現在の法律の条文と同様の簡潔な形式を採用している。第二に、その内容の革新性ゆえである。国王フランソワ1世は本王令の目的を「訴訟の短縮省略と余の臣民の負担軽減」であるとしているが、この目的を果たすべく手続規則を整理し、制度を刷新している。同時代のガルガンチュワ物語にあるとおり⁽⁶⁾、当時の訴訟は延々と続くものであった。そして第三に、本王令は発布後500年近くを経た現在も依然として法令として有効だからである。

(4) 「訴訟改革・短縮省略王令」(Ordonnance pour la reformation et abbreviation des Procès) または「裁判・治安・財政に関する一般王令」(Ordonnance générale sur le fait de la jusitice, police et finances)とも呼ばれる。本稿で参照した1720年編纂の王令集で、編者は「全体で192条の本王令は主として手続を規定し、これは今日でも王国の法令中最重要のものの一つであり、その後の王令も本王令に即している」と記している。

(5) 注4の王令集の編者は前文で「本王令発布後数年にしてラテン語にてボルドー最高法院弁護士ジャン・コンスタン師 (Maître Jean Constantin) の手による注釈書あり」としている。

(6) 本王令が発布された1539年とほぼ同じころ、ラブレーは「第二之書パンタグリユエル」(1532年)、「第一之書ガルガンチュワ」(1534年)を刊行している。ラブレーは当時の訴訟について「法院が、未だにすべての訴訟記録文書を十分に調査していないのだからやむを得ない。判決は、紺屋の明後日に下されること、即ち、永久に下されないことになるらしいが、これは、諸君もご存じの通り、法院の人々が有限なる自然を凌駕して無限の業を欣求し。法院規定に悖る行為に出ている」、「法官どもは、裁判を先へ先へと引延して、無限不朽の業を行おうとする」、「訴訟とともにあるは悲惨なる哉、また訴えごとをする人々も憐れむべき哉、何とならば、彼らのいわゆる権利の決着に先立って彼らの生命の終焉は来る」と皮肉っている(フランソワ・ラブレー(渡辺一夫訳)『第一之書ガルガンチュワ物語』(岩波文庫、1973)118頁)。

フランスの訴訟手続規則の形成と変遷については、フランスに多くの研究があり、わが国でも多くの先行研究がある。なかでも埴博士による研究成果は豊富であり、かつ極めて有益であって、本稿も博士の研究・訳業にその多くを依存している⁽⁷⁾。本稿では、フランス訴訟手続規則の連続性 (2)、本王令への教会裁判手続の影響 (3)、本王令と国民国家形成との関係 (4) を検討し、後半に条文訳を記し、個々の条文の注で 1667 年民事訴訟王令と 1670 年刑事王令への継承を記した (5)。訳には 1720 年の王令集を利用した⁽⁸⁾。

(7) 以下のとおりである。フルニエ (埴浩訳) 「フランス中世カノン法訴訟制度要説 (1) (2) (3) (4・完)」神戸法学雑誌 22 卷 3・4 号・23 卷 1・2 号・23 卷 3・4 号・24 卷 1 号、埴浩訳「ルイ 14 世民事訴訟法令 (1) (2)」神戸法学雑誌 24 卷 2 号・3 号、グラソン (埴浩訳) 「フランス民事訴訟法の法源と史的発展 (1) (2・完)」神戸法学雑誌 29 卷 1 号・2 号、シュヴァールバッハ「14 世紀パリ最高法院の民事訴訟手続 (1) (2) (3・完)」神戸法学雑誌 31 卷 1 号・2 号・3 号、グラソン (埴浩訳) 「14, 15 世紀におけるパリ・シャトレ裁判所とここでの訴訟手続上の濫用」神戸法学雑誌 31 卷 4 号、タノン (埴浩訳) 「14 世紀パリ・シャトレ裁判所の民事訴訟手続 (1) (2・完)」産大法学 14 卷 3 号・4 号。本稿では、それぞれ「フルニエ・カノン」、「1667 年王令」、「グラソン・法源」、「シュヴァールバッハ・最高法院」、「グラソン・濫用」、「タノン・シャトレ」と略し、連載番号と頁を付した。また注 1 記載のオリヴィエ・マルタンの研究書の和訳を「フランス法制史」、原著を「Histoire」と略し、頁を付した。なお、埴博士は、重要な用語にはフランス語の原語を付しているが、本稿では多くを省略した。埴博士にはこの他に「フランス民事訴訟法史研究序説」『市民法学の形成と展開 (下)』(有斐閣、1980) 315～340 頁などがある。

(8) *Recueil d'édits et d'ordonnances royaux, sur le fait de la justice, et autres matières les plus importantes, augmenté sur l'Édition de Mes Pierre NERON, Pierre et Etienne Girard, Montalant, Paris, 1720, Tome 1, pp. 158-265.* 同書にはパリ最高法院検察官ジル・ブルダン (Gilles Bourdin, 1517-1570) と同法院弁護士アントワヌ・フォンタノン (Antoine Fontanon, 生没年不詳) が解説を加えている。なお、国民議会のサイトに本王令全文が掲載されているが、誤植と思われる個所がある (<http://www.assemblee-nationale.fr/histoire/villers-cotterets.asp>)。

2 フランス訴訟手続規則の連続性

本王令は訴訟手続を規定し、民事手続と刑事手続（139条から175条）の両方を対象としている。王令として、民事手続と刑事手続を分けられるにはルイ14世治世下の1667年4月の民事訴訟王令と1670年8月の刑事王令まで待つことになるが、一つの王令のなかで民事手続と刑事手続を明確に分けたのは本王令を嚆矢とし、後半の条文の訳の注に個別に記したように、本王令の多くの規定がその後これらのルイ14世時代の王令に継承されている。この点についてはすでにつとに指摘されていて、パリ・シャトレ裁判所評議官ブシェ・ダルジスは、1786年に発表した注釈書で「1539年ヴィレル・コトゥレ王令は依然として国法であって、本王令の規定の一部は後の王令、とくに1667年民事訴訟王令、1670年刑事王令に採用されている。後法に規定がない場合には本王令によるとされており、裁判所の判決の規範となっている」と記しているとおりである⁽⁹⁾。さらに1667年民事訴訟王令がナポレオン時代の1806年の民事訴訟法典に継承されたことは周知のことである⁽¹⁰⁾。刑事手続については、本王令の多くの規定が1670年刑事王令に継承され⁽¹¹⁾、さらに1670年刑事王令は、革命初期の1791年刑法典、革命後の1810年の刑

(9) M. Boucher d'Argis, *Ordonnance du roi François 1er., donnée à Villers-Cotterets, au mois d'août 1539*, Paris 1786, préliminaire discours ii.

(10) 塙博士は、1667年民事訴訟王令と1806年民事訴訟法典の関係について「大革命を経たにもかかわらず、(1667年王令が1806年法典に)強力な影響を及ぼしていることは、周知のこと」であるとされている(塙・1667年王令(1)166頁・訳者はしがき)。

(11) グラソン教授は、刑事手続の変遷について「16世紀まで諸王令は、刑事手続については一定の問題にしか関心がなく、既存の慣習によることとしていた。当時の裁判実務を知るには古き慣習を見るにしくはなかった。絶対王政の時代に詳細な二つの王令が刑事手続全体をカバーしている。宰相ポワイエによる1539年ヴィレル・コトゥレ王令と1670年刑事王令である。フランソワ1世のヴィレル・コトゥレ王令は、初めて刑事手続を民事手続から峻別した」と記している(E. Glasson, *Précis élémentaire de l'histoire du droit français*, 1904, p. 523)。Ernest Désiré Glasson(1839-1907)はパリ大学教授。

法典に影響を与えている⁽¹²⁾。フランスの訴訟手続は歴史的に継承されているのである。さらに数は少ないが、本王令の末尾の 188 条、189 条は、同じくルイ 14 世時代の 1673 年の商事王令に継承されている。

ただし、本王令がすべてをゼロから創造したわけではない。グラソン教授が指摘するように、王令には教会裁判所の手続という模範があったのである⁽¹³⁾。

3 本王令への教会裁判手続の影響

破毀院のルイ・タノン裁判官は、19 世紀後期の論文で「1539 年のヴィレル・コトゥレの大王令は、それまで従われてきた訴訟手続に顕著な変更を加えた。それらは、訴訟の冒頭の詐謀の効く諸猶予を廃止したり、また証人尋問から立証申出事項の肯認や証人提出の諸猶予やを排除したりして、訴訟の進行を著しい仕方で促進した」と記している⁽¹⁴⁾。本王令の民事訴訟手続については、訴状を書面で記すこと、訴状に原告は請求とその理由を簡略に示すこと、被告を呼び出すこと、原告と被告が訴訟の存在を承知した段階で訴訟が係属すること、原告と被告はそれぞれ主張・立証し、証拠を提出すること、不熱心な訴訟当事者がある場合の処理、裁判官が心証を形成した段階で判決すべきことなど、現在の民事訴訟に見られる多くの手続規定を見ることができ、これらは教会裁判所の手続を起源としている⁽¹⁵⁾。

教会裁判手続の影響を受ける前のフランスの封建社会の裁判は、旧来のゲルマン社会の方法、即ち当事者・証人による口頭での反復発言を重視した⁽¹⁶⁾。

(12) ストラスブール大学のジャンクロ教授は、1670 年刑事王令が刑罰を階層化したこと（同王令第 25 章 13 条）を挙げ、これが 1791 年刑法典と 1810 年刑法典に継承されたことを記している（Y. Jeanclos, *La peine - Miroir de la justice* -, Montchrestien, 2012, p. 62）。

(13) グラソン・法源 (1) 88 頁。グラソン教授は近代のフランス民事訴訟法の法源としてカノン法訴訟手続と諸王令の二つを挙げている。

(14) タノン・パリ・シャトレ (2・完) 166 頁。Celestin Louis Tanon (1839-1916) は元破毀院部長。

一方、教会裁判の手続はこれに比し、洗練されたものであった。聖職者には世俗人にはなかった教養と知性があったからである。グラソン教授は、教会裁判手続は「フランス封建期の世俗裁判所に、諸王令中に、そして遂に訴訟法典に、次々に持ち込まれ」と記し、その背景には「先づもって、ゲルマン的かつ封建的要素が、カノンのかつローマ的要素によって置き換えられることを熱望する。教会は、正しくも、封建的裁判所の気紛れで野蛮な訴訟手続を非難していた。教会判事裁判所は、訴訟の処理のために、正確で学問的な意味における訴訟手続を形成する諸原理を採用していたのであって、この訴訟手続は、聖職者を養成する諸学校で慎重に教授されていた」と指摘している。さらにこの結果「カノン法訴訟手続は、先づもって、世俗裁判所では、教会がそこに提起を為しまたはそこで主張を為すことを余儀なくされている諸訴訟について、用いられた。聖職者たちも、教会裁判所に多量の通常

(15) フールニエによる教会裁判所の手続に関する説明を簡略にまとめると次のとおりである。まず原告が裁判官に「訴状」を提出する。裁判官は被告を呼出し、「訴状」を交付し、被告に訴状にある請求を認容するか否認するかを判断するための猶予期間を定める。被告が否認する場合には、当事者双方は裁判官の前に出頭し、原告は請求を提示し、被告は否認を申し立てる。この行為によって「訴訟応諾」の状態が生じ、このときから審理手続の追行が有効となる。また、両当事者は「宣誓」し、原告は請求の論点および状況について被告に答弁を求め、被告の自白を引き出そうと試みる。被告が自白しなければ、当事者双方は「証拠方法」を提出する。次で、弁護士の口頭弁論が行われる。当事者双方の主張が終結すると、裁判官は判決を言い渡す。裁判官の判断に対しては、判決で不利益を受けた当事者による無効確認の訴えあるいは、判決の修正を求める訴えが提起される。当事者双方が上訴をしなければ、その判決は、「既判事項の効力」を取得して、確定し、「執行」が可能となる（フールニエ・カノン（1）72頁）。書面による「訴状」、「訴訟応諾」による裁判の開始、「宣誓」と当事者の主張、「証拠方法」による主張の裏付け、判決の「既判事項の効力」、判決の「執行」などはそのまま本王令に継承されている。Paul Fournier(1853-1935)は、グルノーブルおよびパリ大学教授。

(16) E. Glasson, *Précis élémentaire de l'histoire du droit français*, 1904, p. 297（民事手続）、p.299（刑事手続）。

訴訟を引き寄せることをすると同時に、その訴訟手続を右以外の諸事件にも持ち込もうと努めた。法曹が諸侯の地位に取って代わった時期には、世俗裁判所には頗る多数の聖職者が存したのであって、法曹自身がカノン法訴訟手続の進展を助けたのである。ローマ法の研究は、この転回に大きく貢献したのであって、カノン法がローマの法律家たちが措定した諸準則により屢々着想を得ていたことは、まさにこのことによる以外にはありえなかった」のであり、「訴訟の分類、訴訟手続の一連の運び、裁判所の審級および救済手段について学んでみると、カノン法の訴訟手続とフランスのそれとの間の類似には同じく驚かされる」と記している⁽¹⁷⁾。

教会裁判は、刑事事件と民事事件に同一の訴訟手続を用い、かつ書面をもってするという特徴があった。「教会は書面を大いに愛好することで常に特徴的であった。書面は、死亡することのない、そして、決して意味を取り違えることのない証人である。教会は、世俗生活上のまた宗教生活上の諸行為が書面により書き留められることを望んでいた」のである。本王令も書面を重視している。さらに本王令は物権に関する訴訟事件を「占有事件」と「本権事件」に分けているが、これも教会裁判所の手続を踏襲している⁽¹⁸⁾。

教会裁判の手続が国王裁判に導入された理由については上記のとおりであるが、さらに、オリヴィエーマルタン教授は「教会裁判所は、旨い仕組みを持っている。裁判は、教養有る聖職者衆の協力で為される。裁判には、教会法の明瞭な規定が適用される。ここでは、書面が重要な役割を演じる。ローマ法の特別訴訟手続に倣った、簡明であると同時に巧妙な訴訟手続が採用される。証拠方法は合理的であって、裁判決闘その他の神判は排せられる。刑罰は緩和されて、罪人に矯正の余地を残している。最後に、審級制的上訴が常に可能であって、上訴は教皇のもとにまで達しうる。これらの特徴は総て、

(17) グラソン・法源 (1) 88、89、93 頁。

(18) グラソン・法源 (1) 92、93 頁。

封建的な裁判所の仕組みと対照を為している。教会判事裁判所は、要するに、世俗の裁判所程に、裁判の利得を貪欲に求めることをしなかったように見える。そのため、裁判管轄服属者衆は、戒規にも信仰にも関係のない分野の事件の場合でさえ、教会裁判所に自ら進んで出掛けているのが見受けられる。世俗権力に味方する衆は、甚だ早くに、このような管轄侵犯を非難した。しかし、事実、その背後には、世俗裁判所の無能ということが特に有ったのであって、裁判管轄服属者衆に懇願されて教会裁判所は、キリスト教徒共同体の利益のために、その仕事を引き受けたのである」と記している⁽¹⁹⁾。

教会裁判手続は、本王令、1667年民事訴訟王令、1806年民事訴訟法典を経て現在まで訴訟手続に生きているようである。

4 国民国家の形成と本王令

(1) 王領の拡大と王令

15世紀後半から16世紀は、フランスが百年戦争の荒廃を克服し、王領を拡張し、絶対主義を形成した時代である。

1453年に北西部ノルマンディと南西部のギエンヌは王領に入った。1477年にはブルゴーニュが王領に統合された。1481年には中西部アンジューとメーヌ、さらにプロヴァンスが統合された⁽²⁰⁾。1491年からはブルターニュの統合が始まる⁽²¹⁾。1493年には中南部のマコン、オーセロワ、バール伯領が、1498年にはヴァロアとブロアとオルレアン、南西部のコマンジュが、1515年にはアングレームが統合された⁽²²⁾。

王領の拡大、王権の確立と法制度の確立は不可分である。たとえば、シャ

(19) オリヴィエーマルタン・フランス法制史 287頁、Histoire, p. 187。

(20) 1535年10月イル・シュール・ティル王令（訴訟手続を定める）はプロヴァンスを対象とする。

(21) ブルターニュがフランス王領となるのは1532年であり、1536年8月にはブルターニュについて訴訟手続王令が発布された。

ルル 8 世の 1493 年 7 月王令の前文は、長年にわたる百年戦争によって「力と暴力に席卷された」王領における「流血、都市城砦の破壊、教会への暴力、婦女略奪、人口の減少、その他数えきれぬほどの不幸を防ぐために」、また「わが臣民各人が安寧の内に生き、創造者たる神に栄光と称賛を帰し、余に服従をするために」、訴訟規則を定めるものである、と記している。「王だけが領主領、都市、教会的団体、同業組合のような甚だ活発で往々にして紛争を惹き起こすこれらの社会集団の上に在って、一段高次の共通の利益、王国全土の共通の利益、『全王国の利益』 (*utilitas totius regni*) を代表しうるから」⁽²³⁾である。

紛争を解決するための訴訟手続は安定した社会を維持するためには不可欠である。そして訴訟規則を制定し、臣民の間の紛争を解決し、この解決に既判事項の効力を付して、再発を防ぐことは、国王の務めである。オリヴィエーマルタン教授は「13 世紀の王は、先ずもって、裁判官であり、これの本

(22) フランス王領の拡大の年次はショウニュ教授の論文による (P. Chaunu, *L'État, Histoire économique et sociale de la France*, tome 1., p. 20)。フランス国民国家の形成は、イギリスのヘンリ 7 世 (在位 1485 - 1509)、ヘンリ 8 世 (在位 1509 - 1547) の時代と共通する。また本王令はフランス語の使用義務を規定するが、イギリスでも、ティンダルによる新約聖書の英訳、カヴァーデールによる旧約聖書の英訳が現れ、国民国家の形成と国語の形成に緊密な関係があることが分かる。カール 5 世 (シャルル・キント) の神聖ローマ皇帝選出もドイツ意識の形成であり、並行してルターの独訳聖書が現れている。トックヴィルは近世以前の英独仏三カ国の制度、組織の類似を指摘している (A. de Tocqueville, *L'ancien régime et la révolution*, Livre 1er, Chapitre IV)。

(23) 聖ルイの時代から「諸種の組織的社会集団を超えた存在である王は、王国および教会を防衛し、彼の臣民の間に均衡と平和とを『正しき統治によりて』維持する使命を負う。彼は自身でこの使命を担い、そして、その全責任は彼に帰する。しかし、彼はそれを単独で担うのではない。聖ルイのその息に対する教訓集が云うように、『賢人衆の助言により』または『良き衆の賢明なる助言により』、即ち、有能で誠実な顧問衆に取り巻かれて、王は、行為すべきであり、また、現に整然と行為している」(オリヴィエーマルタン・フランス法制史 326、328 頁、*Histoire*, pp. 216, 217)。

質的機能は、各人に厳正な裁判を為すことによって、王国内の平和を維持することである」と述べている⁽²⁴⁾。明確にこれを意識した最初の国王が聖ルイ（在位 1226 - 1270）であり、1260年に訴訟王令を定めている。15世紀後半からは訴訟規則に関する王令が相次ぎ、シャルル8世（在位 1483 - 1498）は、1493年7月裁判王令（111項）を定め、ルイ12世（在位 1498 - 1515）は、1499年3月ブロワ王令（162項）、1510年6月パリ王令（71項）を定めている。フランソワ1世は、本王令に先立って1535年10月イル・シューール・ティル王令（21章538条）⁽²⁵⁾を定め、翌年1536年6月クレミウー王令（31条）⁽²⁶⁾を定めている。

ただし、13世紀の聖ルイの訴訟手続王令と15世紀以降の王令には違いがある。「聖ルイは、彼が教会裁判権を攻撃していた正にその時に、教會的な訴訟手続を彼の諸裁判所に採用することを欲しなかった。それ故に、彼は特別の一訴訟手続を創設した」のであるが⁽²⁷⁾、その後、王権と教権の勢力関係は大きく転換し⁽²⁸⁾、15世紀後半からは教会裁判の手続を取り入れることにこだわりはなかった。

即ち、15世紀以降、ナポリ王国とミラノ公領をめぐってイタリア戦争が続けられたが、1515年9月、フランソワ1世はヴェネチアとの同盟軍によりミ

(24) オリヴィエーマルタン・フランス法制史 155頁、Histoire, p.100。

(25) 21章全538条にわたる膨大な司法王令であり、1481年に王領に統合されたプロヴァンスを対象とする訴訟手続王令である。第1章は裁判所の構成、第2章で国王弁護士・代訟人、第3章で書記、第4章で当事者弁護士、第5章で検察官、第6章で執行吏を定め、第7章で尋問、第8章で書面訴訟と口頭での上訴、第9章で占有訴訟・所有権訴訟、第10章で金銭執行、第11章で会計検査官 (*Maitres rationaux*)、第12章で下級裁判所、第13章で刑事訴訟手続、第14章で懈怠 (*Congez et défauts*)、第15章で期間 (猶予)、第16章で上訴、第17章で同意 (*Acquiesemens et anticipation*)、第18章で公証人、第19章で国王の公証人、第20章で役人 (*Sergens*)、最終第21章で獄吏について定めている。

(26) クレミウー王令は、バイイ、セネシャル、上座の各裁判所の管轄に関する王令。

(27) グラソン・法源 (1) 108頁。

ラノ郊外のマリニャンでミラノ公の軍を敗退させ (Bataille de Marignan)、翌 1516 年 8 月、デュプラを派遣して、ローマ教皇レオ 10 世とのあいだでボローニャにおいて政教協定 (Concordat de Bologne) を締結し、フランス国内の高位聖職者の任命権はフランス国王にあることを強行に正式に確認させた。同協定はフランス革命までの 300 年近くの間、フランス国家とローマ教会の関係を決めるものであり、カトリック教会の権限と世俗王の権限を明確化し、教権に対する王権の優位を鮮明にしたのである。フランスの 16 世紀は、1562 年のワッシーの虐殺に始まる宗教戦争の時代であり、フランソワ 1 世時代の 1534 年には国王のアンボワーズの居城にプロテスタントの檄文が張られるという事件が発生し⁽²⁹⁾、国内戦乱が始まろうとしていたが、戦乱の時代

(28) 本王令はフランスの例であるが、ドイツでの教会裁判権の確立は 12 世紀であるが、「14 世紀以来、国家側からの反動も強くなり、聖職者のこの世俗的即ち国家の裁判所の裁判権を免れるという特権の排除に」向かい、「15 世紀末以来、国家の裁判所の制度が整備され、その執行も確實迅速になって来たので教会裁判所は民事関係に関する限り存立の意義を失った」とされている (吉田道也「中世教会裁判所の民事裁判権について」法政研究 17 卷 1 - 4 号 195 頁。また同「教会裁判所の民事裁判権の終末」法政研究 22 卷 1 号 41 頁を併せ参照)。フランスにおいては 1329 年にフィリップ 6 世が招集したヴァンセンヌ会議において、教会裁判と世俗裁判の境界が定められ、この境界が 1539 年の本王令まで維持された (P. Fournier, *Histoire de la juridiction ecclésiastique*, in *Journal des savants*, 7e année, 1909, p. 552)。

(29) 檄文事件 (Affaire de placarde) について渡辺教授は「1534 年 10 月 17 日から 18 日にかけての夜、旧教の弥撒聖祭に対する甚しい誹謗の言辞を書きつらねた檄文が、パリはもとより、当時アンボワーズ城にいたフランソワ 1 世の寝室に入口にまで貼付された事件であった。この事件の性格には内乱的なところがあると見做されたため、王の承認の下にソルボンヌ神学部及び最高法院は全力を挙げて下手人の探索を行い、併せて一切の改革運動に荷担する人々の弾圧を開始した。10 月末から牢獄は溢れるばかりとなったし、ほうぼうの広場には火刑台が行くとも立てられたし、追放命令や禁書命令は相次いで発せられた。1535 年 1 月 13 日には書物印行停止の王勅が下されたし、1 月 21 日には大規模な贖罪行列が組織され、パリの街町を練り歩いた」と記している (『第一之書ガルガンチュワ物語』497 頁)。

を生きたジャン・ボダンにとっては、フランソワ1世の時代は「偉大な時代」だったのである⁽³⁰⁾。

法制度の確立は、手続法だけではなく、実体法についても、慣習法の成文化という形で作業が行われた。ショウニュ教授は、16世紀初頭のフランスには700種類の慣習法があり、フランスの地域は慣習法地域と成文法地域にほぼ二分され、裁判手続の迅速化のために慣習法の編纂が必要であったと指摘している⁽³¹⁾。1453年のモンチル・レ・トゥール王令125条は「・・・王国の全地域の慣習法、慣行、方例が書面化されんことを・・・」として、慣習法の編纂を予定したが、この時代には作業ははかどらなかつた。その後、シャルル8世は1495年1月の特許状でバイイ、セネシャルおよび裁判官に地域の慣習法の書面化を命じ、その後継者ルイ12世も1505年3月の特許状で慣習法の編纂を求めた。この特許状以降、慣習法の編纂作業は進められ、16世紀前半にはおおむね完了したとされている⁽³²⁾。裁判の迅速化と臣民の理解を得るには実体規定を明らかにすることが必要だったからである。

（2）国民国家と言語

本王令発布から10年後の1549年に、詩人デュ・ベレーはその著書『フランス語の擁護と顕揚』を著し、そのなかでフランソワ1世がフランス語を往古のギリシャ語、ラテン語に匹敵する高雅な言語にしたとしてその功績を讃えた⁽³³⁾。下って1989年、本王令発布450年を祝う場でアカデミーのアラ

(30) J. Bodin, *Les six livres de la Republique*, 1576, p. 296.

(31) P. Chaunu, *L'État, Histoire économique et sociale de la France*, tome 1., p. 92.

(32) なお、聖ルイの王子クレルモン伯ロベールの求めに応じ、ピカルディ地方ボヴェジのバイイであったボーマノワールがボヴェジ慣習法を編纂したのは1283年である。国内の平和を求める聖ルイは1260年の王令で王領における決闘裁判 (*gages de bataille*) を禁じたが、ボーマノワールは紛争解決に決闘と国王の規定があるとし、ロベールは国王の規定によるとした (P. Guilhiermoz, *Saint Louis, les gages de bataille et la procédure civile*, *Bibliothèque de l'école des chartes*, 1887, tome 48. p. 112)。

ン・ペールフィット院長は、本王令を 842 年のストラスブール誓約⁽³⁴⁾、880 年の聖ユーラリー賛歌⁽³⁵⁾と並ぶフランス語形成の重要な礎であると称揚した⁽³⁶⁾。

訴訟手続王令とフランス語の形成が結びつくのは、本王令 111 条があるからである。フォアイエ教授は「一般のフランス人にとって、ヴィレル・コトゥレ王令は、フランス語の使用義務、身分証の起源、アンシアン・レジーム時代の刑事裁判の厳格性と記憶されている」と述べているが⁽³⁷⁾、本王令 111 条は、裁判手続におけるフランス語の独占的使用を命じ⁽³⁸⁾、このため、本王令は訴訟手続規則としてよりも一般には公文書へのフランス語の使用を命じた法令として知られ⁽³⁹⁾、わが国でも同様に理解されている⁽⁴⁰⁾。

国家を形成するうえで、国王の言語が臣下の言語や農民の言語と異なってはならず、国民全体が共通の言語を持ち、相互に理解することが必要だった

(33) Joachim Du Bellay, *Défense et illustration de la langue française*, livre Ier Chapitre III, 1549.

(34) 842 年のストラスブール誓約は、カール大帝（シャルルマーニュ）の三人の孫、シャルル、ルートヴィヒ、ロタール間の領土紛争について、シャルルとルートヴィヒが古高ドイツ語と古フランス語の二言語で記した誓約を交わしたもので、古フランス語で書かれた最古の文献とされている。

(35) 880 年の聖ユーラリー賛歌（*Séquence de sainte Eulalie*）は、4 世紀初頭のローマ皇帝ディオクレティアヌスによるキリスト教迫害時に改宗を拒否し処刑された乙女ユーラリーの讃歌。古フランス語の文献とされている。

(36) A. Peyrefitte, 450e anniversaire de l'Ordonnance de Villers-Cotterêts du 28 septembre 1989.

(37) J. Foyer, L'Ordonnance de Villers-Cotterêts, *Comptes rendu des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, 133e année, no. 3, 1989, p.637.

(38) ただしフランス語の使用の命令は本王令が最初ということでもなく、すでにシャルル 8 世は 1490 年に南仏ラングドックにおける刑事捜査にフランス語または地方語を使うように命じ、ルイ 12 世は 1510 年に同じく南仏成文法地域での刑事手続はフランス語または地方語で記すこと、フランソワ 1 世は 1533 年にラングドックの公証人に契約をフランス語で表記することを、1535 年にプロヴァンスで同じことを命じていた。本王令はこれを王領全土にわたって裁判上の文書でフランス語の使用を命じたものである。

のである。当時の知識人はラテン語を使い、農民はそうではなかったからである⁽⁴¹⁾。

裁判上の文書でのフランス語使用義務を規定する本王令 111 条は、現在も有効である。たとえば最近でも次の事件がある。まず英文の業務委託契約書に記載された管轄合意条項が問題になった事件では、原判決はこの英文の合意を有効としたが、破毀院は「本王令 111 条に基づき、判決はすべてフランス語に基づかなければならない」として原判決を破毀した⁽⁴²⁾。次に金銭債権の支払いが争われ、書証として外国語表記の書類を提出したが、採用されなかったため、被告がこれは欧州人権条約 6 条にいう裁判権の侵害にあたるとして上訴した事件で、破毀院は「本王令 111 条は裁判上の文書を対象としており、欧州人権条約違反はない」と判示した⁽⁴³⁾。また英文契約書に基づく手数料の支払いが争われ、英文契約書がそのまま書証として提出された事件で、破毀院は「本王令は、国内裁判所におけるフランス語の独占的使用を基礎づけ、原審はこの原則に立って、被告の提出した英文の書類を審理から排除したことは相当である」とした⁽⁴⁴⁾。この他にも民事・刑事の事件で本王令を根拠として、外国語表記の文書を排除する例が見られる⁽⁴⁵⁾。1994 年 8 月 4 日に

(39) Hélène Merlin-Kajman, *Langue et souveraineté en France au XVIIe siècle. La production autonome d'un corps de langage*, *Annales. Histoire, Sciences sociales*, 49e année, no 2, 1994, pp. 369-394; Gilles Boulard, *L'ordonnance de Villers-Cotterêts: le temps de la clarté et la stratégie du temps (1539-1992)*, *Revue histoire*, 1999/1, no 123, pp. 45-100.

(40) たとえば高橋清徳「国民国家とフランス語－ヴィレル・コトゥレ勅令（1539 年）の歴史的な位置づけをめぐって」人文科学年報 32 号（2002）13 頁、同「現代フランス法におけるヴィレル＝コトゥレ勅令（1539 年）」専修法学論集 87 号（2003）193 頁。また、B. Anderson, *Imagined Communities*, 1983, p. 42 を参照。

(41) 王令 111 条は、「母国語たるフランス語（*langage maternel françois*）」と表現している。ラテン語とプロヴァンサル語、オック語、ブルターニュ語が拒否されている。

(42) 破毀院 1989 年 1 月 11 日民事第二部判決第 87 - 13860 号。

(43) 破毀院 2012 年 11 月 27 日商事部判決第 11 - 17185 号。

(44) 破毀院 2011 年 12 月 13 日商事部判決第 10 - 26389 号。

はフランス語の使用に関する法律第 94 - 665 号が制定されているが、教育、公法人分野を対象としており、裁判書類のフランス語使用は依然、本王令に根拠を有することになり⁽⁴⁶⁾、同王令の規定は、500 年近く経っても有効である。

5 ヴィレル・コトゥレ王令私訳 (【】内の見出しは筆者による)

神の覚えめでたきフランス国王フランソワ、現在および将来の全人に知らしむ。余の司法によかれ、と永遠に取り消しえぬ本王示により、訴訟の短縮省略と余の臣民の負担軽減を定め命ずる。

【教会裁判所の管轄】

第 1 条：余は、余の臣民が純粹の対人訴訟⁽⁴⁷⁾において、教会裁判官の面前に呼び出し、俗事につき決せさせるを禁ず⁽⁴⁸⁾。請求原因の失権と専決による罰金の制裁に服すべし⁽⁴⁹⁾。

第 2 条：また、教会裁判官が前記の純粹の対人訴訟の事件について、純粹に世俗的な余の臣民を呼び出さしめるべく、口頭でまたは書面で呼出状 (*citation*) を発し、交付するを禁ず⁽⁵⁰⁾。専決による罰金の制裁に服すべし。

第 3 条：これ即ち審判権を有すとされし事由につき、余の別様に定めなき限

(45) 破毀院 2011 年 5 月 24 日商事部判決第 10 - 18608 号。破毀院 2010 年 3 月 3 日刑事部判決第 09 - 88234 号。

(46) 同法は「憲法に従い、共和国の言語、即ちフランス語はフランスの人格と財産の基本要素である」、「フランス語は教育、労働、公益、行政の言語である」としている (1 条)。

(47) ブルダンは、「純粹の対人事件」とは財産関係など俗事 (*des choses qui touchent les biens, et comme l'on dit, le temporel*) をいい、秘蹟、聖職税、靈的な婚姻の有効無効の問題 (*sacremens ou du droit decime, validité ou invalidité d'un mariage*) を含まないと説明する。また第 2 条の「純粹に世俗的」とは、聖なること (*in sacris*)、聖職にかかわること (*caractere clerical*) ではないものをいうとする。

(48) 呼出に *citer* と *adjourner* がある。前者は教会裁判、後者は世俗裁判の用語である (フルニエ・カノン (1) 101 頁、タノン・シャトレ (1) 57 頁)。ここでは教会裁判官による世俗人の呼出の禁止なので、*citation* である。

りにて、ただ、余の検察官のもと与えられた院判決（*arrêt*）を得た者を含み
ず⁽⁵¹⁾。

第4条：ただし、前記純粹の世俗人に対し法により審判権を有するとされし秘
蹟その他の純粹に靈的な事件および聖職関係事件につきては、教会裁判官の審
判権をそこなわず、また、既婚未婚を問わず、商取引を行う聖職者には、民事
事件、刑事事件を問わず、従前のごとく、世俗裁判所で答えるを慣習とし、か
くのごとく強いられし故、現世世俗裁判所の審判権をそこなうことなし⁽⁵²⁾。

(49) オリヴィエーマルタンは「1390年頃以降、教会判事裁判所は、たとえ被告が聖職
者である場合でも、不動産事件に関しては完全に無権限であることが、不可侵の原則
として、そして、それに反する慣習が有る場合といえども、認められる。教会判事裁
判所は、対人訴訟については、それよりもっと長い間、自身の任意管轄権を擁護した。
そして、この権は、ヴィレルーコトゥレ王令の初頭の諸条によって初めて廃止された」
としている（オリヴィエーマルタン・フランス法制史 723頁、*Histoire*, p. 480）。

(50) 世俗裁判では、口頭で公開、一方、教会裁判は書面で非公開であった（グラソン・
法源（1）109頁）。タノンは「書面訴訟手続が、ローマ法の復活と共に、大多数の
世俗裁判所で、既に教会裁判所に導入されていた書面訴訟手続を模倣して、口頭訴訟
手続に取って代わったのは、13世紀中および14世紀初頭」であり、「先づ、教会判
事裁判所の改革に殆ど逐一といって良い程に従っていた南部の若干の地方で生じ始
め」、これは「明らかに、カノニスト達から借り来ったもの」であり、「書面訴訟手続
が北部の諸地方で行われ始めるのは、もっと遅れ」たとされ、また、口頭審理は複雑
な法律事件には適当でないが、訴訟から報酬を得る裁判所役人、弁護士、役吏などは
「訴訟を際限ないまでに複雑にし曖昧にしそして引き延ばすのに全力を傾注した」と
されている（タノン・シャトレ（1）46、50頁）。

(51) ブルダンは、教会裁判では死刑、身体切断刑は残酷であるとして認められないが、
世俗裁判ではこれら身体刑も可能であり、第3条は第1条、第2条の一般規則の例外
としている。なお、条文の後半は、本来教会裁判所に審判権のある事件でも、世俗裁
判所で検察官の関与した対審手続で判決された場合には、管轄違いでも有効とする
という趣旨と解される。フォンタノンは、教会裁判所による刑罰について、身体刑
（*aucun jugement de sang*）を科すことはできず、「断食、不名誉刑、聖職の禁止・停止、
聖職禄の喪失、追放、終身・定期禁固」としている。なお本訳では *arrêt* を「院判決」、
sentence を「判決」とした。

第 5 条：懲罰・懲戒その他の純粹に個人的で現世に縁なき事件につき、司祭その他の聖職者が過ちて提起せし上訴⁽⁵³⁾ (*appelation comme d'abus*) は、上訴すれども停止効なし。教会裁判官の前記聖職者に対する上訴特権をそこなうことなし⁽⁵⁴⁾。

第 6 条：過ちて提起せし上訴を裁判にて取下げし上訴人は、愚かなる上訴 (*fol appel*) の通常罰金⁽⁵⁵⁾を払うべし。裁判外ならば前記罰金の半額とし、事件の質と当事者身分に鑑み、余の最高法院の専決により加重すべし。

第 7 条：虚偽、遅延、訴訟引延しの当事者の罰金は、即ち、裁判上で 20 パリ・リーヴル、裁判外で 10 パリ・リーヴルと知るべし⁽⁵⁶⁾。

第 8 条：前記上訴人により申立あり、主張されたる上訴につきては、通常罰金に加え、事件に要すれば、余と当事者への例外罰金の支払を有責判決せらるべし。

【呼出 (1)】

(52) 当時の教会裁判所と世俗裁判所の管轄については、教会裁判所は、聖職者に対する一般管轄と世俗人の靈的事件の特別管轄を、世俗裁判所は世俗人に対する一般管轄と聖職者に対する世俗事件の特別管轄を有したことになる。

(53) この条文の *comme d'abus* は、聖職者が管轄を誤って、世俗の最高法院に上訴することの意。ブルダンは、これを「軽薄上訴」*frivole appellation* としている。

(54) 第 5 条は、教会裁判の判決について世俗の裁判所に上訴する場合をいい、この上訴が教会裁判所のなかで行われることは、本規定の対象外と考えられる。

(55) 1769 年に発行された教会書式集には、1539 年当時の愚かなる上訴の通常罰金は、20 パリ・リーヴルと記されている (*Recueil des actes, titre et mémoires concernant les affaires de clergé de Frances, tome 7, p. 1575*)。ただし理由によって額は異なるようである (第 96 条を参照)。

(56) 1 リーヴルは 20 ソル (スー)。清末博士は 1519 年の「33 ソルは職人の日当 10 日分」にあたるとしている (清末尊大『ジャン・ボダンと危機の時代のフランス』(木鐸社、1990) 44 頁)。タノンも、4 日分の日当は 12 スーにあたるとしている (タノン・シャトレ (2・完) 151 頁)。10 リーヴルは、職人の 60 日分の日当、20 リーヴルは 120 日分の日当にあたるので、相当の金額である。

第9条：往古の諸王令に従い、すべて呼出は証者・証人⁽⁵⁷⁾の立会いのもと、本人または住居に行くべし⁽⁵⁸⁾。役吏または役僕⁽⁵⁹⁾は報告書または執行状にこれを記すべし。これを怠りし者は10パリ・リーヴルの罰金の制裁に服すべし⁽⁶⁰⁾。

【裁判官の忌避】⁽⁶¹⁾

第10条：口頭、または書面で呈されし忌避に理由なく、受理不能なるときは、忌避申立られし裁判官がその旨宣し、これにかかわらず、法に従って進行を命じることを得⁽⁶²⁾。

(57) 1667年民事訴訟王令第2章（呼出状）2条は、「呼出の執達書（の作成）にさいしてはつねに、二名の証人 *temoin* 即ち証者 *record* を自身に立ち会わしめることを要し、しかして、この二名の者は、執達吏とともに、執達書の原本および謄本に署名す」、「これに違背するときは、すべては無効の制裁に服すべく、かつ、20リーヴルの罰金なる制裁に服すべし」と規定する（塙・1667年王令（1）172頁）。

(58) ブルダンは「呼出（*adjournement ou citation*）は、訴訟と審理の入り口であり、適正・厳密に行わなければならない」としている。

(59) 1667年民事訴訟王令第2章14条は「朕は、書き、かつ、署名することを知らざる執達吏はすべて、3月以内にその職 *office* を棄つることを命ず」とした（塙・1667年王令（1）175頁）。タノンは、14世紀には、小裁判所では「役僕の大部分が文盲であった」としている（タノン・シャトレ（1）58頁）。グラソンは「読み書きを知る執達吏を見つけることの困難さは、この職分を行使する者が当時蒙っていた危険と関係がある。殊に貴族は司法官 *homme de loi* の来訪を迎えると激昂し、彼らに送達を為す役吏をさえ、窓越しに投げ飛ばし」たとしている（グラソン・法源（2・完）221頁）。

(60) 1667年民事訴訟王令第2章2条を参照。3条は「呼出の執達書はすべて、本人に、または住所に送達せらるべし」と規定する。フォンタノンは、「王令のいう10リーヴルのほかに、役僕は、訴状の無効について、当事者に対する損害賠償に任ず」としている。グラソンは「呼出 *assignation* が幾度も、必要もないのに更新されるという濫用があり、「ヴィレル・コトゥレ王令が始めて、この手続を簡単にする、そして、濫用を防止することに努めた」としている（グラソン・法源（2・完）232頁）。

(61) 1667年民事訴訟王令第24章（裁判官の忌避）では、当事者の一方との親族関係を忌避事由とし（1条）、領主裁判所では領主が当事者または利害関係人の場合を挙げている（11条）。

第 11 条：（忌避申立の裁判に対する）上訴あらば、これありといえども、忌避申立ておよびその上訴につき手続進行に遅れ生じなきよう、忌避申立られし裁判官によらず、特別代行官または最古参弁護士その他の慣習により不在時に代行すべき裁判官が進行す⁽⁶³⁾。

第 12 条：これにつき理由なき申立とせられ、当事者が取り下げし場合、裁判外ならば、罰金 40 パリ・リーヴルの支払を有責判決せらるべし。その半額は余に、他の半額は当事者に帰すべし⁽⁶⁴⁾。裁判上ならば、五割増とす。主

(62) 1667 年民事訴訟王令第 24 章 24 条は「忌避は、裁判官に伝達せらるべく、しかし、その裁判官は、事実が真実なりや否やを申告することを要す、しかるのち、忌避に関する判決への手続が進行すべし。但し、その裁判官は、それに関与することも、部室に居合わすこともえず」と規定する（塙・1667 年王令（2・完）294 頁）。ブルダンは、忌避申立は「防御や請求の認否以前に行う必要があり、そうしなければ、請求の否認のあとで忌避の原因が生じた場合、忌避を申し立てた当事者だけが忌避原因を知っていた場合の二つの場合を除いて、忌避申立は受理されない」とし、忌避事由として、当事者と裁判官の親類関係・血縁関係、忌避申立人との対立などを挙げている。グラソンは「カノン法の訴訟手続では、当事者双方は、出頭後、先づもって、裁判官忌避 *récusation* の事由 *cause* を申し立てることを要した」と書いている（グラソン・法源（2・完）223 頁）。フルニエは教会裁判における被告による抗弁として「裁判官の忌避の抗弁」を挙げ、当事者との血族関係または姻族関係を例に挙げている（フルニエ・カノン（1）97 頁）。

(63) 1667 年民事訴訟王令第 24 章 26 条は「忌避の訴訟に関して、裁判所の性質に応じ 5 名または 3 名の裁判官により下されたる判決および下級裁判所判決は、これにたいする異議申立または上訴は妨げらるることなきも、しかもこれありといえども、それは執行せらるべし」とある（塙・1667 年王令（2・完）295 頁）。

(64) 1667 年民事訴訟王令第 27 章は判決執行の規定であるが、その 10 条は「院判決の執行に対し異議申立をなす第三者は、もし自身の異議申立を却けられたるときは、150 リーヴルの罰金の支払を有責判決せらるべし。下級裁判所判決の執行にたいする異議申立を却けられたる者は、75 リーヴルの罰金の支払を有責判決せらるべし。すべて、その半額は朕に、しかして、他の半額は当事者に帰属す」と規定し（塙・1667 年王令（2・完）300 頁）、罰金の配分を定めている。当事者の支払う罰金を国王と当事者が半分ずつ受領することになる。

張のうえ棄却されたらば、通常罰金とし、軽減をなすことを得ず。半分は当事者に帰属す。

第13条：前記忌避申立の原因が適法なりせば、証明と立証のため単独の猶予を与う。猶予は前記のごとく不在時に代行する者により、忌避申立てられし裁判官によることなし。前記猶予の間に立証なく、これが徒過せしときは、宣告および失権なきも、前記忌避申立人は却下さる。

第14条：余の最高法院において策謀的忌避申立（*récusation calomnieusement proposé*）とされし申立人は、罰金40パリ・リーヴルの支払を有責判決せらるべし。その半額は余に、他の半額は当事者に帰すべし。余の下級裁判所では、10リーヴルとし、半分は前記のごとし⁽⁶⁵⁾。

第15条：さらに余は、前記忌避申立およびその立証の猶予ありといえども、本案につき進行させんことを望む。これは猶予を与え、忌避を申し立てられたる裁判官に慣習上代行する、忌避を申立てられざりし裁判官による⁽⁶⁶⁾。

【呼出（2）】

(65) 1667年民事訴訟王令第24章29条は「忌避を申し立つるも、その忌避（の事由）を不適かつ不認容と宣告せられたる者、または、証拠欠如のゆえに忌避を却けられたる者は、最高法院、大評定院なる朕の諸院、およびその他の朕の諸院においては、200リーヴルの罰金、宮内庁掌請部および最高法院掌請部においては、100リーヴルの罰金、上座裁判所、バイイ裁判所、セネシャル裁判所においては、50リーヴルの罰金、朕のシャートラン裁判所、プレヴォー裁判所、ヴィコント裁判所、税務署、塩税署にては、また、フランスの同輩諸侯身分の裁判所、および、朕の諸院に直接管轄せらるる領主裁判所においては、35リーヴルの罰金、その他の領主裁判所にては25リーヴルの罰金をもって有責判決せらるべし。しかして、その半額は鎮またはその裁判所の領主に、また、他の半額は当事者に帰属すべし。しかして、その罰金は、免除も減額もせらるることをえず」と規定している（埜・1667年王令（2・完）295頁）。ブルダンは、訴訟進行の引延戦術としての忌避を防止するための制裁であるとする。フォンタノンは、1564年9月のシャルル9世の王示第12条が忌避申立の場合には、3日以内に証人を指名しなければ、忌避された裁判官が訴訟を進行させ、申立人は60パリ・リーヴルの罰金に処せられたと説明を加えている。

第 16 条：新規に訴訟を提起せんがための呼出状はすべて、簡略に記し、請求と原因を簡潔に記載せらるべし。防御者に初回召喚日に防御させんがためなり⁽⁶⁷⁾。

【猶予】⁽⁶⁸⁾

第 17 条：重大かつ明白な原因なき限り、防御のため単独の猶予を与うべし⁽⁶⁹⁾。

第 18 条：過去、慣習として、訴訟応諾⁽⁷⁰⁾まで認められし、熟知、不在、協議その他の猶予⁽⁷¹⁾は、事件に要すべき担保者の呼寄せの猶予を除き、禁ず。この場合、当該担保者を呼出すため単独の猶予を与え、同人は上記のごとく記

(66) 1667 年民事訴訟王令第 24 章 26 条は、裁判官の忌避の裁判があっても、判決の執行を妨げないとする。

(67) 1667 年民事訴訟王令第 2 章（呼出状）1 条は「呼出状 *adjournement, citation* は、事件の種別を問わず、また裁判所の種別を問わず。訴状方式にせらるべし。即ち、それには、申立趣意 *conclusion* および簡略なる請求原因 *moyen de la demande* が記載せらるべし」とある（塙・1667 年王令（1）172 頁）。

(68) 14 世紀には猶予は 3 回まで許されていた。教会裁判では、猶予は 2 回目まで許され、3 回目、4 回目の猶予には理由を要し、5 回目は許されなかった（フールニエ・カノン（1）92 頁）。これが訴訟の遅延を惹き起こしていた。紛争の解決が長引けば、社会の不安を増す。本王令は訴訟の短縮を目的としており、従来の複数の猶予を廃止した。

(69) ブルダンは「本条は、普通法の衡平（*équité*）によるものであり、猶予を与えることは、請求原因を承知するために必要であり、裁判官の職務の遂行を正当かつ衡平にするため、抗弁や防御（*exception et défenses*）に要する猶予を与えなければならない」としている。

(70) 1667 年民事訴訟王令第 14 章（訴訟応諾 *contestation en cause*）は 15 条にわたり規定し、訴訟法律関係の成立に原告と被告の請求の理解を要するとしている。タノンは、教会法がローマ法の影響を受けて、訴訟応諾（*contestation, litis contestatio*）という行為に、訴訟物、両当事者の身分という要素の確定という効果を与えたとする（タノン・シャトレ（2・完）110 頁）。

(71) タノンは、熟知期間の猶予、協議欠缺の猶予、見分期間の猶予、担保者の猶予を挙げる（タノン・シャトレ（1）60 頁）。シュヴァールバッハも同様（シュヴァールバッハ・最高法院（3・完）521 頁）。

せし呼出状にて呼び出さる⁽⁷²⁾。

第19条：前記担保者が出頭し、担保を提供せんとせば、当初呼出と訴訟応諾の当日にすべし。ただし他の担保者を呼寄すことを欲さば、別の単独の猶予と上記のごとく記されたる許可状を与う⁽⁷³⁾。

第20条：担保者に対する判決・院判決は、有責判決されし者と同様、被担保者に執行することを得⁽⁷⁴⁾。ただし支払と執行を担保者に限らる費用と損害賠償を除く。

第21条：担保者に対し適法に得られたる2回の懈怠により、請求に含まれたる保証の請求事件は、原告による適正な立証に従い、判決・院判決を言い

(72) 1667年民事訴訟王令第8章（担保者）1条は「対物訴訟または抵当訴訟のための厳正担保」と「その他のすべての訴訟のための単純担保」に分け（この点はブルダンの説明も同じ）、同2条は「担保者を呼出さしむるための期間は、本来の原告の執達書の送達日より算して8日」とし、同7条は「いかなる訴訟においても、未成年、教会財産またはその他の特権的事項を事由として、担保者を呼出すに関して右とは異なる期間を認むることは、あるべからず。但し、主たる訴の判決後に（被告たりし者が）担保者を訴追する場合は、この限りにあらず」と規定する（塙・1667年王令（1）181頁）。ブルダンは、本条の趣旨を「延期の無限連鎖（*infinité de dilation*）を取り除く」ことにあるとし、フォンタノンは、この規定を慣習上訴訟応諾までに認められていたさまざまな猶予を廃止するためと説明している。

(73) 1667年民事訴訟王令第8章15条は、「最初の担保者につきて認められたると同一の期間が、第二の担保者につきても遵守せらるべし」と規定する（塙・1667年王令（1）183頁）。

(74) 1667年民事訴訟王令第8章11条は、「（厳正担保の場合には、）担保者に対して下されたる判決は、被担保者に対して執行せらるべし。但し、訴訟費用と損害賠償とに関しては別たるべく、これらに関する額確定と執行とは、担保者に対してのみなさるべし（以下略）」と規定する（塙・1667年王令（1）183頁）。ブルダンは、売買の売手にも買手にも執行すべきかという問題提起をして、買手が代金の支払いを命じる判決から逃れようと、支払能力のない担保者を呼び出すように申し立てることがあり、担保者も支払えないので結局、判決が実現されないという問題が起きているとし、こうした詐欺行為を防ぐために、担保者に対する判決が被担保者にも執行されると説明している。フォンタノンは、敗訴被告が果実（収益）を享受している場合を挙げている。

渡す。

【呼出 (3)】

第 22 条：委任状・呼出状⁽⁷⁵⁾につきては、役僕は被呼出人またはその従者、奉公人に執達状を持ちて、その写しを交付し、あるいは命じられざるといへども、住所の戸口にそれを貼付すべし⁽⁷⁶⁾。呼出状にその旨を記すべし⁽⁷⁷⁾。これは原告・申立人の負担とし、事件の終了時に回収するを得ず⁽⁷⁸⁾。

第 23 条：余は、申立人・紛争人が、本人または十分に委任されたる代訟人により、当初出頭の日⁽⁷⁹⁾に、訴訟が係属したる地の住所⁽⁸⁰⁾を申告し、または

(75) 1667 年民事訴訟王令第 2 章 (呼出状) 10 条は「初審事件たると上訴事件たるとを問わず、また、裁判官の別を問わず、裁判官の面前への呼出しは、(原告が呼出に関するその裁判官の) 許可 *commission* をも命令をも要せず」と規定する (塙・1667 年王令 (1) 174 頁)。この民事訴訟王令で、訴状の送達に裁判所の関与を経ないことにしたことになる。教会裁判では「原告が裁判官に『訴状』を提出すると、裁判官は当事者双方に対して彼の面前に出頭すべき命令を下す」とあり (フルニエ・カノン (1) 83 頁)、14 世紀パリ最高法院 (シュバルバツハ・最高法院 (2) 301 頁)、同じく 14 世紀のパリ・シャトレ裁判所も同様 (タノン・パリ・シャトレ (1) 58 頁)。

(76) 1667 年民事訴訟王令第 2 章 4 条も「執達吏は、住所に何人をも見受けざるときは、その執達書を戸口に貼り付け、しかして、近隣者に、その旨を告げ」と規定する (塙・1667 年王令 (1) 173 頁)。

(77) 呼出の形式については、シュヴァールバツハ・最高法院 (2) 299 頁に詳しい。呼出は、裁判権の行使であり、本条項はフランソワ 1 世の時代には全土にわたって裁判権という権力関係が成立したことを前提にしている。14 世紀の事情についてタノンは「役僕の大部分が文盲であった小裁判所」では口頭で行うのが一般的な慣行であったとしている (タノン・シャトレ (1) 58 頁)。

(78) 1667 年民事訴訟王令第 2 章 5 条は「執達吏はすべて、執達書の原本の末尾に、自身が報酬として受領したる金額を記入する」とあり、6 条には「原告が訴訟費用として負担すべし。即ち、原告は、これらにつきては、(勝訴のときといへども、) 返還請求をなしえず」とある (塙・1667 年王令 (1) 173 頁)。

(79) グラソン、シュヴァールバツハらは当初出頭を *présentation* とするが、本条項では *comparution* とある。タノンは「呼出は、訴訟の発端を印する」としている (タノン・シャトレ (1) 57 頁)。

選定するを命ず。さもなくば、しかるべくせねば、申立、防御、異議いずれも受理せず、却下す。

【懈怠・欠席・不出頭】

第24条：民事と刑事事件すべてにおいて、懈怠を4回までとせし慣習ありしも、本人または住所になされたる呼出により、適正に得られたる2回あらば充分なり。ただし前記呼出が本人になされなくば、また事件に相当と見るならば、裁判官が職権で3回を与えることを禁ぜず⁽⁸¹⁾。

第25条：刑事事件につきては、本人への呼出で得られたる1回の懈怠で、身体捕縛に処され⁽⁸²⁾、2回の懈怠あらば、懈怠者を捕捉せざれば、3日の短き期間に出頭すべきこと、および服すまで財産差押えを命ず⁽⁸³⁾。

第26条：民事訴訟につきては、2回の懈怠あらば、2回目で被告は防御を却下され、同じ手段によりて原告に請求の立証を認むべし⁽⁸⁴⁾。証人尋問の後、当事者は書面と権限につき提出し、良しと見らるる反論書を出し、法律上の要点確定のため呼出を受く⁽⁸⁵⁾。懈怠者に否認のために呼出を命じる要なし。

第27条：欠席、不出頭の懈怠者に対する判決に先立ち、原告は請求内容を証明すべし⁽⁸⁶⁾。

(80) 1667年民事訴訟王令第10章（事実項目に関する当事者尋問）3条も住所の選定を規定している（塙・1667年王令（1）185頁）。

(81) 1667年民事訴訟王令第5章（民事訴訟における原告側懈怠および被告側懈怠）2条は「朕は、すべての事件において、防禦書提出懈怠判決なる慣行、および再呼出なる慣行を廃止す。また朕は、代訟人、書記、執達吏に対し、それらを受領することも、謄写することも、送達することも禁止す。これに違背するときは、彼らは、無効の制裁、および、彼らの名において、20リーヴルの罰金なる制裁に服すべし」と規定する（塙・1667年王令（1）178頁）。フールニエは「欠席（注：懈怠）を制圧する方法には2種類ある。第一は、欠席者 *contumace* に特別の刑を処することにある、第二は、欠席者を、彼自身が彼の事由の不正を自白したものとみて、彼を敗訴をもって罰することにある。ローマ法およびカノン法は、むしろ前者の方法を採用した。逆に、後者の方法は、近代法上の訴訟手続において支配的である」としている（フールニエ・カノン（1）87頁）。

- (82) 1670 年刑事王令第 10 章 4 条は「本人呼出は、場所までの距離に従い本人呼出命令 (*décret d'ajournement personnel*) が定める期間内に命じられたる者が出頭せずば、身体捕縛に転ず」とある。1667 年民事訴訟王令第 34 章 (身体拘束) 1 条は「純粹に民事上の債務につきて、(1566 年 2 月の) ムーラン王令第 48 条の規定する、(判決書送達のもの) 4 月後に身体拘束をなすなる慣行を廃止す」とある (塙・1667 年王令 (2・完) 320 頁)。前記のムーラン王令 48 条は「敗訴者の欺瞞、遅滞と言ひ訳 (*subterfuges, délais et tergiversations des condamnés*) を止めさせ、判決と院判決の執行についての訴訟の増加を防ぐため、余は、金銭に関する判決と有責判決は、いかなる原因であれ、完済および満足まで、速やかに当該者の拘束と附加を執行するよう欲し、命ず。敗訴者が本人または住所に有責判決送達後 4 か月以内に満足しないならば、身体拘束され、財産の移付・放棄まで収監される。捕縛できず、あるいは当事者が望み、求めるならば、裁判官により、敗訴者の欠席のもと、判決額の倍額の支払いを命ず」と規定する。ブルダンによると、この身体拘束は犯罪が理由なのではなく、懈怠が理由である。
- (83) 1667 年民事訴訟王令第 10 章 (事実項目に関する当事者尋問) 4 条は「もし当事者が、呼出さるべき日および地に出頭せざるか、もしくは答弁を拒絶するかするときは、その呼出および拒絶につきて記載する簡略なる調書が作成せらるべし。しかして、この調書に基づきて、その事実は自白せられ、かつ、立証せられたるものと、すべての裁判所および裁判において、せらるべく、これにつきては、いかなる院判決をも判決をも要せず、また、再呼出をも要せず (以下略)」と規定する (塙・1667 年王令 (1) 185 頁)。
- (84) 1667 年民事訴訟王令第 5 章 (民事訴訟における原告側懈怠及び被告側懈怠) 2 条は、「すべての事件において、防禦書提出懈怠判決なる慣行、および再呼出なる慣行を廃止す」と規定する (塙・1667 年王令 (1) 178 頁)。
- (85) 要点の確定 (*appointement*) について、タノンは「訴訟応諾が行われたときには、当事者双方は、本案について書面を提出すべき旨の要点判決を言い渡された」としている (タノン・シャトレ (2・完) 112 頁)。フルニエによると、教会法手続では訴訟応諾の後に宣誓 (*serment*) の手続に入る (フルニエ・カノン (1) 103 頁)。本王令はこれを廃止している。
- (86) ブルダンは、本条の規定は過去の手続を廃止するものであるとする。過去、原告による請求の立証なくとも、欠席者は敗訴したが、裁判に出ることをためらう小心者をおとし入れる輩もおり、原告の立証を要することにしたとしている。

第28条：真正欠席⁽⁸⁷⁾は、原告として受理されず。請求事由および反論への防御により裁判への不服従と軽視から、出頭を望まざること明らかになりしときも、原告として受理されず。上訴されたる判決も充分なる効力あり、異議申立てありといえども執行すべし。

第29条：欠席になにがしか疑いあり、原告が失権的防御を主張し、即時に速やかに出頭せば、文書により、または証人により、防御を十分に主張し、相手方当事者はその負担にて請求原因につき主張すべく、単独の猶予を与う。それ以外の猶予、権利消滅なし⁽⁸⁸⁾。

第30条：請求立証後に与えられたる欠席判決は、当事者尋問のうえなされたるときは、余の王令によりて執行すべく、上訴ありといえども執行すべし⁽⁸⁹⁾。

第31条：権利消滅により与えられたる判決といえども⁽⁹⁰⁾無効にされることなく、事件に適せば、口頭申立または書面の訴えによりて、良くも悪くも上訴にて判断さる。

(87) ブルダンは、懈怠に本人が自ら出頭しない真正欠席 (*vraye contumace*)、本人を呼び出したが答えなかった自明欠席 (*coutumace notoire*)、住所に呼出を行ったが、出頭しなかった表見欠席・推定欠席 (*contumace feinte ou présumée*) の3種類があるとしている。

(88) 1667年民事訴訟王令第19章（係争不動産受寄者、差押根付果実保管人および差押不動産保管人）19条は「係争不動産第三者寄託を命ずる、朕の裁判官によりまたは領主の裁判官により下されたる、係争不動産第三者寄託の下級裁判所判決は、上訴ありといえども、仮に執行せらるべし。されど、上訴をこれは妨ぐるものにあらず」と規定する（塙・1667年王令（2・完）273頁）。ブルダンは「被告の利益になる欠席も、多くの理由で更正することができ、懈怠者に不利になされた欠席判決に重要性は与えるべきでない」とする。

(89) ブルダンは、欠席判決は当事者の出席と防御なくしては執行できないとしながら、欠席者に対して不利な判決は、上訴ありとしても執行すべきことには多くの理由があるとしている。

(90) ブルダンは、訴訟応諾 (*contestation*) 以前には、懈怠 (*défaut*) というが、そのあとでは権利喪失 (*forclusion*) ということと説明している。

第 32 条：証明と主張の猶予は全員につき失権せしむ (*seront péremptoires*)⁽⁹¹⁾。当事者が主張の要点の確定にあたり、事件の性質と場所までの距離に応じ⁽⁹²⁾、余の最高法院その他の裁判官が専決す。

第 33 条：言われるごとく主張につきては考慮・判断されたる単独の猶予あり。この猶予内に当事者が義務・注意を払い、かつ欠席・過怠なきこと明らかなる場合を除く。この場合、全員につき再度の猶予を与え、考慮の上、少なくとも即時に初回出頭時に、注意を払い、欠席・過怠なきことを主張せしむ⁽⁹³⁾。

第 34 条：第 2 の猶予が経過せば、当事者に証人尋問による証明を認めることなし。いかなる理由、権利回復状その他のいかなる原因ありたるとも、猶予を与えることなし。

第 35 条：余の尚書局尚璽官が勅書を与えること、余の最高法院その他の裁判官がこれを考慮するを禁ず。請願者は速やかに却下すべく、余に対する愚かなる上訴のごとく、通常罰金の支払を有責判決せらるべし。その半額は余に、他の半額は当事者に帰すべし。

(91) *péremptoires* は、権利の消滅をいう (タノン・シャトレ (1) 63 頁、フルニエ・カノン (1) 93 頁)。

(92) 1667 年民事訴訟王令第 3 章 (呼出の期間) 2 条は、被告が裁判所の管轄地域内に居住するときは「少なくとも 8 日たるべく、しかして、15 日より長くあることをえず」、同 3 条は、「それより 10 リューの距離内に住所を有する者に対してなさる呼出の期間は、同じく、8 日より少なくあることをえず、しかして、15 日より長くあることをえず。また、それより 10 リューの距離外に住所を有する者につきては、呼出の期間は、少なくとも 15 日たるべし」と規定する (塙・1667 年王令 (1) 176 頁)。1 リューは、3 キロメートル強。

(93) 1667 年民事訴訟王令第 22 章 (証人尋問) 2 条は「もし証人尋問が、その判決が下されたる地、またはその地より 10 リュー以内にて行われたるときは、証人尋問は、当事者またはその代訟人に判決書が送達せられたる日より 8 日以内に開始せらるべく (以下略)」と規定する (塙・1667 年王令 (2・完) 282 頁)。ブルダンは、猶予はすべて権利消滅的であり、第 2 回の猶予を得るには、書面で注意を払ったことをいう必要があるとしている。

【審理】

第36条：信ずまたは信ぜずの語をもってする答弁⁽⁹⁴⁾、証人証言に対する反論は認めず。裁判官がこれを受理し、当事者がそれを出すを禁ず。専決的罰金の制裁に服すべし。

第37条：ただし当事者は訴訟手続で、遅延を招くことなく、事件の裁判官または当事者住所地に近く、受任されるべき者により、当事者間で問題となりし原因、事件に適切かつ関係する事実・事項につき尋問されるべし。

第38条：当事者は、その書面と付属書類に述べし事実につき、宣誓をもって確認し、それにより、当事者尋問の回答により、知るところを正直に述べるべし。否認や不知をいう能わず⁽⁹⁵⁾。

第39条：余の最高法院で策謀的に否認せし者は、は罰金10パリ・リーヴルの制裁に服す。下級裁判所では100ソルトす。前記当事者は余に対して、その半分は当事者にその利益として前記罰金の支払を有責判決せらるべし。

第40条：申立てで、書面その他の訴訟上の書類で、策謀的に虚偽の事実を提示し、陳述する者も同様の罰に処すべし。

【証人の忌避】

(94) 1667年民事訴訟王令第10章（事実項目に関する当事者尋問）1条は「当事者双方に対し、係争事件に関する事実項目に限り、しかも、相当と認めらるるそれにつきて、訴訟のいかなる程度にあるかを問わず、その係争が係属する裁判官の面前にて、自身のために（その裁判官をして）相手方を尋問せしめることを許可す。されど、もし相手方当事者が不在なるときは、その裁判官によりて委託せられたる裁判官の面前にて、これは行わるることを要す（以下略）」と規定する（塙・1667年王令（1）184頁）。グラソンは、信ずまたは信ぜずの語をもってする答弁は、長い間、証人尋問の最初の準備行為を構成するものであったが、本王令はこの「強制的答弁制度」を廃止し、「銘々が事実項目 *faits et articles* につき当事者人尋問をしてもらう機能」によって代えたとしている（グラソン・法源（2・完）234頁）。

(95) グラソンは、宣誓が当事者を良心と利益の板挟みにし、「然り、または、否の語によってのみ答弁しえた。このことは当事者尋問を屢々曖昧にしまた無用」にしたとする（グラソン・法源（2・完）234頁）。

第 41 条：策謀的に主張したる証人忌避⁽⁹⁶⁾をせし者は、当事者が立証せざれば、罰金の有責判決あるべし⁽⁹⁷⁾。余の最高法院では罰金 20 パリ・リーヴルとし、その半額は余に、他の半額は当事者に帰属すと知るべし。申立人の策謀の度合いに応じ、裁判官の専決にて加重し、下級裁判所ではこの半分とす⁽⁹⁸⁾。

第 42 条：余は、当事者および弁護士・代訟人が、証拠と証人尋問により解決される事項につき、その覚書、書面、追加書類、答弁において権利主張するを禁ず。ただ述べ、証人尋問を望むことにつき、実証的かつ証明力ある事実 (*leurs faits positifs et probatifs*) をもって主張すべし⁽⁹⁹⁾。

第 43 条：前記事実は、反復・冗長を避け簡潔に示し主張すべし。

第 44 条：いかなる事件であれ、当事者は 1 回の追加または最大 2 回で答うべし⁽¹⁰⁰⁾。

第 45 条：上記に反する弁護士・代訟人は、初回は余に対する罰金 10 パリ・リーヴルに処す。2 回目は 1 年間の職務停止とし、3 回目にはただちに訴訟

(96) 1667 年民事訴訟王令第 23 章 (証人忌避) 1 条は「証人に対する忌避申立書は、詳細にして、かつ、適切なるものたるべく、漠然、かつ、一般的なる語をもってすべからず」と規定する (塙・1667 年王令 (2・完) 289 頁)。

(97) グラソンは、1667 年の民事訴訟王令まで「書証 *preuve écrite* より人証 *preuve par témoins* が好まれていた」と書いている (グラソン・法源 (1) 128 頁)。

(98) 1667 年民事訴訟王令第 23 章 2 条は「もし忌避申立書中にて、証人が裁判所により、投獄せられたること、決定に附せられたること、有罪判決せられたること、または再逮捕せられたることが提示せらるるときは、その証人忌避が訴訟判決以前に、投獄の勾留状、決定書、有罪判決書またはその他書面によりて証明せらるるにあらざれば、その行為は誣告のものと見らるべし」と規定する (塙・1667 年王令 (2・完) 289 頁)。

(99) 証拠、証人尋問で調べるのは事実項目であって、権利ではない。

(100) 1667 年民事訴訟王令第 20 章 (口頭または書面による立証に附せらるる事実) 1 条は「立証に附せらるる諸事実は、簡潔に項目にせらるべく、かつ、答弁は簡略たるべし。しかして、これにさいしては、法上のいかなる理由も主張せらるべからず (以下略)」と規定する (塙・1667 年王令 (2・完) 274 頁)。ブルダンは、過去は、なんどもでも追加され、審理に際限がなくなったとしている。

代理とその職を永久に失うべし⁽¹⁰¹⁾。

第46条：聖職禄占有訴訟事件につきては⁽¹⁰²⁾、事件開始時に、権限を示すべし。これにつきて裁判官は、場所までの距離を考慮し、十分な単独の猶予を与え。提出なかりせば、提出したる者の権限と能力につきて仮占有または占有確定賦与を判定す⁽¹⁰³⁾。これは、直接余の最高法院における管轄裁判官によるときは上訴ありといえども、執行さる。

第47条：当事者が訴訟応諾し、要点を確定したる後、書面作成と提出のため単独の猶予を与え。いかなる理由あれ、延期されることなし。

第48条：この提出は3日以内にすべし。その後8日以内に、反論書と申立を出すべし。さもなくば、以後受理されることなし。失権や申立の送達なく、復権状その他による猶予を期待しえず、訴訟はあるがままに判断さる。

(101) 本王令142条は裁判官についても、その過誤につきて同様の罰則を定めている。

(102) 1667年民事訴訟王令第15章（聖職禄占有訴訟）では世俗裁判所の管轄としている。同4条は「教会禄（聖職禄）に関する占有保持の訴えは、これの審判権を有する、朕の裁判官の前にて追行せらるべく、教会の裁判官または領主の裁判官の前にて追行せらるべからず」と規定する（塙・1667年王令（1）199頁）。聖職禄（*bénéfice*）について、オリヴィエール・マルタンは「教会の諸職務の大部分は、聖職禄、即ち、その職務を果たすために特に与えられる財産および特権の総体を享受することで報いられる」と説明している（オリヴィエール・マルタン・法制史276頁、*Histoire*, p.179）。フォンタノンは「聖職禄の所有権に関わる訴訟は、利益の受領があり、教会裁判官の前で不滅とされるので、重大な結果を有する。このため世俗事件と異なった手続をとる。世俗事件では所有権を得るには1年と1日で充分であるが、聖職禄については、所有が30年にわたり継続しなければならない。この理由により、平穏な状態であることを要す」としている。

(103) 1667年民事訴訟王令第15章7条は「〔防禦書の送達〕後3日経過せば、より注意深き代訟人の請求に基づき、送達せられたる単なる書面あるによりて、訴訟は公判廷にもたらさるべく、しかして、ここにおいて、もし可能なきときは即時に、占有確定賦与判決 *pleine maintenue* が言い渡さるべく、（しからざれば）場合に応じ、仮占有 *recréance*、もしくは係争不動産第三者寄託 *séquestre* が判決言渡せらるべし」と規定する（塙・1667年王令（1）199頁）。

第 49 条：聖職禄事件で提起された占有訴訟の後、十分な占有確定賦与判決により占有が完全に解決され、元本のみならず、果実と損害について当事者が満足を得るまで、本権訴訟 (*pétitoire*) を教会裁判官に提起すること能わず⁽¹⁰⁴⁾。

【出生・死亡登記簿】

第 50 条：聖職禄保有者の埋葬は、教会参事会、司教会、修道院、主任司祭が信頼しうる証拠として記録すべし。死亡時期の証拠として、前記記録に明記すべし。仮占有など、死亡時期の証明が問題となる訴訟判決に資するためなり⁽¹⁰⁵⁾。

第 51 条：また洗礼の証拠として記録すべし。これは出生日時を記し、登記

(104) 1667 年民事訴訟王令第 15 章 2 条は「原告は、訴書中にて、自身の教会禄占有受領の権限、および、自身がそれを授与せられたる基礎たる空位座の種別を表示することを要し、かつ、被告に自身および一名の執達吏ならびに証者たちによりて署名せられたる、自身の権限および資格につきての謄本を引き渡すことを要す」、10 条は「仮占有および係争不動産第三者寄託は、占有確定賦与判決の言渡がなされるべく手続が進めらるる以前に、執行せらるべし」と規定する (塙・1667 年王令 (1) 198、200 頁)。聖職禄事件は、本来、教会裁判所の管轄であるが、その占有については世俗裁判所に管轄を認めさせ、所有権に関する本案判決のみ教会裁判所の管轄としている。ブルダンは、占有確認の訴えを所有権訴訟の前に無効にし判決するのは当然と説明している。さらに占有訴訟が解決される前に、教会裁判所が所有権訴訟について判断するのは権限の濫用であるとも述べている。

(105) 1667 年民事訴訟王令第 20 章 (口頭または書面による立証に附せらるる事実) 7 条は「年齢、婚姻および死亡時に関する立証は、これが正しき方式の登記簿によるものなるときは、受理せらるべく、しかして、それは、裁判所において証拠 *foi et preuve* とせらるべし」、また 8 条は「各小教区において、毎年、先例、婚姻および埋葬を記入するために登記簿が二部作り置かるべし (以下略)」と規定し、11 条で、一部を司祭が保管し、一部は裁判所の書記課に提出するとしている (塙・1667 年王令 (2・完) 275 頁)。ポローニャ協定で、国内の教権に対する支配を確立したフランソワ 1 世は、身分証 (*état civil*) を設け、その管理を教会に命じ、聖職者 (*clergés*) が、人口調査の役人になってしまった。ヴィレル・コトレ王令では、登記対象は出生と死亡であったが、1667 年王令は婚姻を追加している。1539 年の時点では、婚姻はなお霊的な行為であって、世俗裁判所の管轄ではなかったためであろう。

簿抄本により、成年・未成年の時期を証し、このための証拠とす⁽¹⁰⁶⁾。

第52条：前記登記簿に誤りなきよう、公証人の署名には前記教会参事会と修道院のそれ、また主任司祭または代行司祭のそれを付すべし。これに関して各人これをすべし。当事者への損賠賠償と余に対する重罰金の制裁に服すべし。

第53条：教会参事会、修道院、主任司祭は、前記登記簿を毎年、近隣の国王のバイイ⁽¹⁰⁷⁾またはセネシャルの書記に引き渡すべし。そこにて安全に保管され、要すれば参照されん⁽¹⁰⁸⁾。

第54条：前記の正しき死亡時期が明示されるべく、余は、前記聖職禄所有者の死後ただちに、死者の奉公人の届出から速やかに、その死亡の公示を欲し、命ず。その者は埋葬および登記されるべき教会に届け、正しき死亡時日を報告すべし。裁判所の専決による重大な身体刑その他の制裁に服すべし。

第55条：ただしいずれにしても、埋葬に先立ち、余は、登記簿が忠実になされんがため、死亡時期が正確性につき、簡略に糾問し、報告するよう欲し、命ず。

第56条：前記届出以前の前記遺体の保存措置を禁ず。責めを負うべき世俗

(106) ショウニュ教授は、本王令で登記を法制化したのが、農民は書くことを知らず、16世紀末から17世紀初めまで画餅にすぎなかったとする（P. Chaunu, *L'État, Histoire économique et sociale de la France*, tome 1., p. 54）。

(107) バイイ、セネシャルは国王の役人。フランソワ1世の治世下では、すでに現在のフランス領土のほとんどは王領に帰していたが、それまでは各地の伯領、公領などが存在し、裁判権が別系統であった。即ち、フランス国王はフランス全土の主権者であるとともに王領では領主でもあるという二重性を帯びていた。江戸時代の幕府直轄領に似ている。

(108) 1667年民事訴訟王令第20章11条は「小教区主任司祭または小教区主任代行司祭は、毎年未より6週以内に、自身が署名し、かつ、真実なることを証明したる、登記簿の円字体謄本および原本を、これに番号を打ち、かつ、署名したる国王裁判官の書記課に、持参または送達することを要す（以下略）」と規定する（埜・1667年王令（2・完）276頁）。ブルダンは、登記簿には虚偽記載がありうるので、公証人の署名と書記への提出を求めたとしている。

人は身体捕縛と財産没収、聖職者は権利者なき聖職禄につき主張する占有権の喪失と裁判所の専決の重罰金の制裁に服すべし⁽¹⁰⁹⁾。

【聖職禄占有訴訟】

第 57 条：聖職禄占有事件につき、当事者の権利・権限に重大な迷暗 (*grande ambiguité*) ありせば、先に当事者のいずれにも占有確定賦与の判断をすることなし。聖職禄の供託を命じ、占有事件につき却下あるいは有責判決せず、当事者を教会裁判所の本権訴訟に移送せり。

第 58 条：余は、今後、かかる場合起こりたる時、占有訴訟を提起されたる被告・占有者の利益の却下の判決、原告その他の当事者の請求、異議申立およびこれについての請求、趣意書の却下を命ず。本権訴訟を教会裁判所へ移送することなし。当事者に良しと見えるときは、追行し、為すべきを命じらる。前記移送を待つことなし。

第 59 条：余は、余の裁判官が占有事件につき手続を仮占有と占有確定賦与に分離するを禁ず。これに関する余の前任の王令にあるごとく、単一の審理と手段で行うよう望む。

第 60 条：余は、王国の教会聖職禄に権利・権限を主張する余の臣民すべてが、聖職禄およびそれに伴うものにつき暴力行使を禁ず。今後、武力・暴力を行使せる者は、当該聖職禄に主張する占有の喪失を宣すべし⁽¹¹⁰⁾。

第 61 条：世俗事件たると聖職禄事件たるを問わず、1 年経過後の訴えを受くることなし。聖職禄事件につき、被告に占有の基礎たるべき明らかな権限なき場合を除く⁽¹¹¹⁾。

第 62 条：すべての事件での仮占有と占有回復および財物監視 (*de récréance et réintégration en toutes matieres et de garnison*) 判決は、上訴ありといえども

(109) ブルダンは、本条について、忌まわしき吝嗇心から、遺体を保存し、防腐措置を施すため、これを傷つけ、引き裂き、細切れにし、内臓を取り出すなどをするところとしている。聖職禄保有者が死亡した場合、防腐措置を施して、死亡の事実を隠すことがあり、王令はこれを厳しく禁じた。

執行すべし。ただし保証人を立てての上訴をそこなわず。これは裁判所の評議官⁽¹¹²⁾ 6人までの同席を得て、直近の余の裁判官が行い、評議官は判決主文に裁判官ともども署名のうえ、前記仮占有と占有回復事件に関して判決書下部にその旨記載すべし⁽¹¹³⁾。

-
- (110) 1667年民事訴訟王令第27章（判決の執行）7条は「暴力により、または実力の方途によりて院判決または判決の執行を直接または間接に妨害したる者に対しては、訴訟は、特別訴訟手続（即ち刑事訴訟手続）をもって行われ、かつ、遂行せらるべし（以下略）」と規定する（塙・1667年王令（2・完）300頁）。ブルダンは「聖職禄に関する訴訟の原因は、靈的（*choses spirituelles*）であるから、暴力を用いることは不当であり、世俗事件にも事実上暴力が行使されることがあるが、禁止命令を明らかにすべきである」としている。
- (111) 1667年民事訴訟王令第18章（不動産占有保持の訴および不動産占有回復の訴）1条は「もし何びとかが、自身が公然かつ平穩に、しかして、小作人または仮占有者以外の名義にて占有しいたる不動産または不動産物権もしくは包括動産の占有および享有につき妨害せらるるときは、妨害後1年以内に、彼に妨害をなしたる者に対し、不動産占有保持の訴えを提起することをう」と規定している（塙・1667年王令（2・完）269頁）。ブルダンは「占有の訴え（*interdits possessoires*）は、1年であり、靈的たると、世俗たるとを問わず、1年と1日で終了する」としている。フォンタノンは、問題が生じた日から1年（*dans l'an à compter du jour du trouble*）としている。シュヴァールバッハは占有侵害の訴えは未だ1年1日を経過していない場合にのみ受理されたとしている（シュヴァールバッハ・最高法院（3・完）574頁）。
- (112) 最高法院の評議官（塙博士はときに評定官と訳されている（グラソン・法源（1）85頁を参照））とは、最高法院の裁判官を意味する。
- (113) 1667年民事訴訟王令第15章（教会禄につきての占有訴訟に関する訴訟手続その他）17条は「仮占有、係争不動産第三者寄託または占有確定賦与の判決は、多数の裁判官、即ち、少なくとも5名の裁判官によりて下され、かつ、判決書中にこれら裁判官の名が挙げらるるにあらざれば、有効たることなく、また、執行せらるべからず（以下略）」と規定する（塙・1667年王令（1）201頁）。ブルダンは、占有事件は、完全な占有または占有確定賦与の前の仮判決であるとし、これに二つあり、一つは供託命令（*sequestre*）または俗に占有妨害排除（*fournissement de complainte*）であり、もう一つは仮占有（*récreance*）であるとしている。グラソンは、判決の執行ではまず債務者の家へ財物監視人が送り込まれたとしている（グラソン・法源（2・完）215頁）。これは番人であり、完済まで債務者の家に逗留したとされている。

第 63 条：占有妨害排除または占有回復の訴訟は、簡略に判決す⁽¹¹⁴⁾。単独の猶予の間に、書面または証人による証拠によるものとし、猶予は訴訟応諾の日に専決さるべし。余の尚書局の権利回復状その他により覆すことなし。

第 64 条：聖職禄事件の訴訟係属中、一紛争当事者が権利を取下げらば、取下げの事件に出頭すべし。さもなくば、取下げざるものとし、取下人の不利に進め、取下人の敗訴判決は相手方に執行さるべし⁽¹¹⁵⁾。

【執行】

第 65 条：王国公印を有する義務を課す文書は、余の王国全土で執行さるべし。

第 66 条：その他の真正印を有する文書は、執行時に義務者または相続人が住所を有する地において、それに対し執行さるべし。義務を負いしときに、前記印が真正である地または管轄地に居住する限り、財産の所在地、発見地を問わず、その財産全てに執行す⁽¹¹⁶⁾。

第 67 条：このため公証人 (*tous notaires et tabelions*)⁽¹¹⁷⁾は契約当事者の住居地

(114) グラソンは「簡略訴訟判決では、純粹に儀式的な諸方式は免除される」とし、「先づ、ジャン王の法令 (1363 年) により、聖職禄訴訟について認められた。続いて、1493 年 7 月王令 (第 32、第 42、第 88 条) で占有訴訟に拡張され、1560 年王令 (第 17 条) で一般化され、最後に 1667 年王令 (第 17 章第 12 条以下) で整えられた」としている (グラソン・法源 (2・完) 229 頁)。

(115) ブルダンは、普通法では、訴訟係属中の取下げを禁じており、フォンタノン教会法はこれを認めるとしている。

(116) 1667 年民事訴訟王令第 27 章 (判決の執行) 6 条は「すべての院判決は、朕の王国の全土において、大玉璽 *grand sceau* をもってする『管轄地域外執行令状 *par eatis*』に基づきて執行せらるべく、執行が行わるべき地域を管轄する朕の最高法院、バイイ、セネシャルおよびその他の裁判官に対し、それにつき許可 *permission* を申請する要なし (以下略)」と規定する (埴・1667 年王令 (2・完) 299 頁)。ブルダンは、文書には公文書 (*publiques*)、真正文書 (*authentiques*) と私文書 (*privés*) があるとし、公証人の署名があれば公文書であり、法律の規定によるものは真正文書であるとし、公文書は総て真正文書であるが、真正文書は総てが公文書ではないとしている。国王の公証人の印は *Royales* であり、全土で執行され、一般の公証人の印は *authentique* であり、本条のとおり、それが真正である地域でのみ執行可能である。

を契約書に記すべし。職の喪失と専決罰金の制裁に服すべし。

第68条：前記義務の執行に対し異議申立あれども、執行による財産の確保を命ずべし。それで不十分ならば、仮に債権者により良くかつ充分とされる保証人を立て、裁判上、財産購入者せし、いかなる異議申立または上訴ありといえども、他を売却し、金銭を手中に置くべし⁽¹¹⁸⁾。

第69条：債権者が執行ではなく、単なる訴えを開始するときは、令状があり、押うべき金額の表示あらば、場所からの距離によるも、単独の懈怠あらば請求を認む。債権者は前記のごとく真正義務による請求を証明すべし。

第70条：令状がなくとも、2回の懈怠あらば上記同様とす。ただし初回に申立人の請求と趣意書があり、上記のごとく通知するを要す⁽¹¹⁹⁾。

第71条：義務の相続人ないし相続を主張する者は、被相続人が認めし義務の執行に立会うべく、適式かつ記録されし令状により呼出さるべし。出頭なくば、場所からの距離によるも、単独の懈怠あらば前記義務の仮執行を宣す。ただし

(117) 公証人には *notaire* と *tabellion* がある。フルニエは、「後期（ローマ）帝国においては、証書 *instrument* を書くことを職とする一群の人々」が「タベルリオー *tabellio*」と呼ばれ、「ことに契約および遺言を受け付けてそれを書面に作成する職分」であり、古代の『ノターリウス *notarius*』は、「速記者」、「他人の言辞を転記する奴隷または被解放人」をいい、「『ノターリウス』なる語は、中世まで、しばしば司教の秘書の意味で用いられた」としている（フルニエ・カノン（3）303頁）。また「慣習法地域の判事のかたわらには、一般にノテールなる名をもつ一種の役人が存在し」、「近代の裁判所書記の役割を果たしていた」としている（同307頁）。南部成文法地域ではローマ以来の公証人制度があったが、北部では契約書に正統性をもたせるために、シャトレ裁判所や教会裁判所の非訟事件としての裁判を要し、増加した結果、北部でも公証人制度が開始された。タノンは14世紀パリ・シャトレ裁判所の説明で *tabellion* と表記している（タノン・パリ・シャトレ（1）50頁、（2・完）129頁）が、これは慣習法地域であるため。フランソワ1世は1543年12月15日王示で文書は二人の証人と一人または二人の公証人により受理されるべしとした。1566年ムーラン王令54条は、公正証書の証明力を証言による証拠に優先させている。

(118) ブルダンは、義務的文書の効果は、執行力にあり、故障申立があろうと執行を停止できないとする。

前記相続を主張する権利をそこなわず。令状がなくとも、2 回の懈怠あらば前記のとおり。ただし前記のとおり、初回に申立人の請求と訴状を付すべし。

第 72 条：ただし債権者が良しと見るときは、あらかじめ相続人の資格を宣告せしめることなく、相続を主張する者に対し義務または有責判決の執行をなすことを得。否認されれば訴訟にて主張させ、資格が証明されねば、費用と損害賠償の負担を命ず。

第 73 条：また執行事件での申立人の策謀には、敗訴せば、余と当事者への罰金を科せらる⁽¹²⁰⁾。許されたる期間内に義務の原因につき、策謀的または理由なく、提供せざる義務者に対してまた同じ。

第 74 条：支払催告ある執行に、競売令状その他人身、動産の差押え・収用、可動物の収用の有効なることを要せず。本人または住所への適式になされたる前記催告のみで可なり。

第 75 条：義務により、または適式に送達されたる判決、有責判決に支払文言あらば、催告の有効・無効を問わず⁽¹²¹⁾。

第 76 条：義務により、または執行力ある判決により課せられたる穀物その他の収穫物による払いなくば、その評価なきといえども、差押えと競売公告す

(119) 1667 年民事訴訟王令第 2 章 (呼出) 1 条は「呼出状は、事件の種別を問わず、また裁判所の種別を問わず、訴状方式にせらるべし (以下略)」と規定する (埜・1667 年王令 (1) 172 頁)。ブルダンは、債権者の権利実現の方法には、訴訟と執行の二つの方法があり、訴訟が 1 回の懈怠で原告の請求を認め、長期の訴訟を必要としないのでより簡便な方法であるとしている。

(120) フォンタノン¹⁾は、この罰金を 60 パリ・リーヴルであるとする。ブルダンでは、従来は、執行の対象には順序があり、まず動産を差し押さえて、換価配当し、これで不足する場合に、不動産の換価を行ったが、本王令は、悪意から債務履行に応じない者を考慮し、これまでの執行順序を廃止したと述べている。グラソンは、執行が財産の差押え、売却によって行われ、財産としては、動産の公けの競売、一定期間後 (おおむね 40 日経過後) に不動産の差押え、競売が行われたと述べている (グラソン・法源 (2・完) 215 頁)。

(121) ブルダンは、義務的文書には支払時期が書かれていないことがあると説明している。

ることを得。評価は、前記のごとき差押え・競売公告の後でも可なり⁽¹²²⁾。

第77条：競売公告の目的物は、裁判所の管理下に置き、受託者が管理すべし。受託者は、従来の慣習ありといえども、前記競売公告の開始時に、前記競売の執行役が委任すべし⁽¹²³⁾。

第78条：競売公告の目的物その他の所有者と占有者が、前記受託者を煩わし、妨害するを禁ず。権利の喪失と裁判所判断による専決罰金の制裁に服すべし⁽¹²⁴⁾。

第79条：競売申立人は、競売公告後速やかに、余の過去の王令に従い適式に検証せしめ、行いし裁判官の印を付した検証書を競売公告令状に添付せしむべし。支援しうるまでは、前記競売公告を遂行するを得ず。競売の無効の制裁に服すべし⁽¹²⁵⁾。

第80条：競売に対し策謀的に異議を申し立て、却下されたる者は、余の最

(122) 1667年民事訴訟王令第33章（動産、穀物、家畜およびその他の可動物の差押および売却）2条は「差押は、金銭と種類物との別を問わず、確定額のためになさるる以外にはなさるべからず。しかして、もし種類物なるときは、それにつきての評価がなさるるまで、売却は延期せらるべし」と規定する（塙・1667年王令（2・完）317頁）。ブルダンは、小麦（*bled et froment*）の収穫は天候に左右され、安定しておらず、一方、執行は確定したものでなければならぬとしている。差押え目的物の評価と執行額との調整の規定である。

(123) 1667年民事訴訟王令第33章3条は「（執達吏による）差押の執達書（の作成）においては、呼出状の方式のすべてが遵守せらるべく、これに違背するときは、同じき制裁に服すべし」と規定する（塙・1667年王令（2・完）317頁）。ブルダンは、義務的文書には支払時期が書かれていないことがあるとしている。

(124) 1667年民事訴訟王令第19章（係争不動産受寄者、差押根付果実保管人および差押動産保管人）16条は、「もし係争不動産受寄者の管掌ないし管理、もしくは果実の収拾を暴力によりて妨ぐる者あるときは、この者は、自身が収奪せる果実につき自身が主張し得たるはずの権利を喪失し、その果実はすべて相手方に帰属すべし。しかして、その者は、そのほかに、朕に対する300リーヴルの罰金をもって有罪判決せらるべく、この責よりその者は免るることをえず（以下略）」と規定する（塙・1667年王令（2・完）273頁）。

高法院における愚かなる上訴として通常罰金の支払を有責判決せらるべし⁽¹²⁶⁾。下級裁判所では 20 パリ・リーヴルとす。事件によりては、裁判所の裁量で加重し、当事者への支払も命ず。

第 81 条：解除申立につきては、時効開始時から数えて、解除を請求する事件の訴えの提起まで 6 年あらば、デクレによる判断は遅るることなし。ただし権利を確認せば⁽¹²⁷⁾、優劣順序に従い競売代金に対する権利を払うべし。

第 82 条：裁判上の不動産受寄者・保管人および動産受寄者⁽¹²⁸⁾は、土地・不動産に関する公権の受託者にて、裁判所の権威により、最高価競売人に、小作賃貸借を認むべし。この者は小作賃貸借金銭を受託者の住いに持参し、小作賃貸借せられし状態で維持すべし。詐欺、横領は行うべからず。裁判所の専決による罰金の制裁に服すべし⁽¹²⁹⁾。

(125) 1551 年にアンリ 2 世は競売王令を定めている (*Ordonnance des criées*)。

(126) 1667 年民事訴訟王令第 27 章 (判決の執行) 10 条は、150 リーヴル (下級裁判所は 75 リーヴル) の罰金を規定する (塙・1667 年王令 (2・完) 300 頁)。下級裁判所でも 20 リーヴルとある。

(127) フォンタノンは、執行異議申立 (*opposition*) に差押解除 (*distraindre*)、取消し (*annuller*)、保全 (*conserver*) の 3 種類があり、差押解除の申立は、第三者が差押え目的物の所有権を主張し、競売の対象から除外するように求めるものとしている。

(128) 1667 年民事訴訟王令第 17 章の訳で、塙博士は *séquestre* を係争不動産受寄者、*commissaire des fruits* を差押根付果実保管人、*dépositaire* を差押動産受寄者と訳している (塙・1667 年王令 (2・完) 266 頁)。

(129) 1667 年民事訴訟王令第 19 章 (係争不動産受寄者、差押根付果実保管人および差押動産保管人) 19 条は 19 条は「係争不動産第三者寄託を命ずる、朕の裁判官によりまたは領主の裁判官により下されたる、係争不動産第三者寄託の下級裁判所判決は、上訴ありといえども、仮に執行せらるべし。されど、上訴をこれは妨ぐるものにあらず」、10 条は「もし係争不動産第三者寄託に附せられたる物が果実享受をなしうるものなるときは、もしその物が合意をもってする賃貸借がなされおらざりし場合、または、(合意をもってする賃貸借はなされいたるも) それが詐欺をもって、かつ、格安にてなされいたる場合には、係争不動産受寄者は直ちに、適法に呼出されたる当事者双方をして、裁判上の不動産賃貸借をなすべき手続をとらしむることを要す」と規定する (塙・1667 年王令 (2・完) 271 頁)。

第83条：前記受寄者・保管人は、貸し与え当日、当事者を同席せしめまたは適式に呼出し、裁判所に小作賃貸借競売金と費用につき定めせしむ⁽¹³⁰⁾。

第84条：小作賃貸借の金銭につき、他の費用、競売金をなすこと能わず。ただし裁判所が当事者を呼出し命じる場合を除く。よって天引きせず小作賃貸借の金銭すべて与うべし。ただし裁判所の査定するところに従い、相当の報酬を差し引く⁽¹³¹⁾。

第85条：競落決定の院判決・判決につきては、従来挿入する慣習ありし競売令状その他は、今後、挿入せず。他の事件での院判決・判決におけると同様、要すべき証拠の簡略記述のみとす。

【裁判書類の開示朗読】

第86条：民事事件につきては、証人尋問調書を開示朗読すべし。ただし証人尋問調書の開示朗読の慣習のなき余の最高法院とパリ最高法院掌請官 (*Maitres des requêtes*)⁽¹³²⁾を除き、また別に定めるまでとす⁽¹³³⁾。

第87条：民事事件につきては、証拠目録を知らしむ。

【訴訟係属中の策謀】

(130) 1667年民事訴訟王令第19章1条は「係争不動産第三者寄託に関する請求はすべて、申請書により申し立てられ、しかして、単なる書面にて公判廷に提起せらるべし（以下略）」と規定する（塙・1667年王令（2・完）270頁）。

(131) 1667年民事訴訟王令第19章11条は「（裁判上の不動産賃貸借の手続における賃貸借の）競落判決にさいしては、係争不動産受寄者は、即刻に、裁判官によりて賃貸借をなすに要する費用を定めしむることを要するものにして、彼は、（その競落の場合とは）別個に、その費用の額確定をなさしむることをえず（以下略）」、同12条は「係争不動産第三者寄託に附せられたる土地に必要とせらるる、修理またはその他の保存改良は、当事者双方を適法に呼出したるうえ、裁判所の許可を得てのみなさるべし（以下略）」と規定すると規定する（塙・1667年王令（2・完）272頁）。

(132) ショウニュ教授が紹介されるムニエ教授の研究では、フランソワ1世の治下の掌請官は合計54人、うち33人が貴族、13人が教会関係者、1人は法学修士取得者、7人は特段の資格がない（P. Chaunu, *L'État, Histoire économique et sociale de la France* tome 1., p. 86）。

第 88 条：対物、対人、民事占有、刑事事件において、訴訟における、事件に敗訴せし者の策謀または無分別には損害賠償の判決あるべし。同判決にて、前記のとおり査定され、一定額に減額すべし。ただし前記損害賠償を勝訴者が求め、これに訴訟で簡略の不服申立てしうるを条件とす⁽¹³⁴⁾。

第 89 条：訴訟の性格から生ずべき損害賠償の有責判決では、裁判官は、訴訟で明らかにされたるところに従い、事案の当事者の身分と重大性に依じて、一定額を定む。申告により与うことを得ず、またその証拠を要さず⁽¹³⁵⁾。

【判決】

第 90 条：訴訟が裁判に熟したるとき、当事者の一方または他方が亡くなりたるといえども、裁判官は、判断し、判決を言い渡すべし⁽¹³⁶⁾。ただし執行の

(133) 1667 年民事訴訟王令第 22 章（証人尋問）24 条は「証人尋問書の謄本および証人尋問の調書は、証人尋問がなされることを申請したる当事者のみに渡さる」と規定する（塙・1667 年王令（2・完）286 頁）。タノンは本王令 86 条が「パリ最高法院を除きフランス全土において民事事件における証人尋問調書を開示することを規定し」としている（タノン・パリ・シャトレ（2）121 頁）。ブルダンは、すべての裁判を開示し、暗闇に包み隠したり、覆い隠すことをしない、と説明している。

(134) 1667 年民事訴訟王令第 32 章（損害賠償額確定）1 条は「損害賠償額計算申告書が調製せらるべく、かつ、その謄本が、被告の代訟人に、損害賠償を受くべきことを命じたる下級裁判所判決書、判決書または院判決書とともに、送達せらるべし（以下略）」と規定する（塙・1667 年王令（2・完）316 頁）。ブルダンは、判決が命じる損害賠償には、訴訟中の策謀などに対する賠償と請求そのものの賠償の二種類があるとしている。

(135) 1667 年民事訴訟王令第 32 章（損害賠償額確定）2 条は「被告は、訴訟費用額確定に関する章（第 31 章）の第 5 条にて先に定められたると同じ期間に（注：原則として送達を受けてから 8 日以内）、額申出をなすことをう（以下略）」と規定する（塙・1667 年王令（2・完）317 頁）。

(136) 1667 年民事訴訟王令第 26 章（判決への手続の方式と判決言渡し）1 条は「判決するに熟したる訴訟は、当事者の死亡によりても、また、その代訟人の死亡によりても、延期せらるべからず」と規定する（塙・1667 年王令（2・完）297 頁）。ブルダンは、死者に対して判決を言い渡すことはできないとし、当事者死亡の場合には相続人が継承するとしている。

相手方が、当事者死亡その他の判決無効の理由以外に、良しと見て上訴したる場合を除く。

第91条：下級裁判所による20パリ・リーヴル以下の食料代・薬品代判決は、上訴ありといえども、執行す。国王裁判官のごとく保証人を立てた上訴の特権をそこなわず⁽¹³⁷⁾。

【手形訴訟】

第92条：約束手形の認諾につき、本人呼出しを受けたる当事者は、本人によりまたは代訟人により、その者の居る地を管轄する世俗裁判官の面前で、認否すべし。無管轄を主張すること能わず。前記当事者のおりし地を去る前にすべし。さもなくば、前記約束手形は単独の懈怠で自認されたものとし、自認された者のごとく判決の日に法定抵当権を生ず⁽¹³⁸⁾。

第93条：約束手形の認諾につき呼出を受け、出頭し、訴訟応諾のうえ、約

(137) 1667年民事訴訟王令第27章（判決の執行）12条は、「もしある者が下級裁判所判決によりて敗訴し、しかして、その判決書が、呼出につき定められたるすべての方式に従いて送達せられ、しかして、この送達後3年経過したるのちに、下級裁判所にて勝訴したる者が、それにつき上訴を表明することを、敗訴の当事者に対し、同様の手続をもって催告したるときは、敗訴の当事者は、催告後6か月が経過したるのちは、敗訴の判決につき上訴をなすももはやそれを受理せらるることをえずして、その下級裁判所判決は、既判事項の効力を生ずべし（以下略）」と規定する（埴・1667年王令（2・完）301頁）。1670年刑事王令第12章（保証金判決）6条は「保証金判決は、財産の差押えと有責判決を受けたが、保証人を立てない者の投獄により執行す」と規定する。下級裁判所の判決には一般には権威がないが、食品と薬剤の支払資金については特別にこの規定を設けている。国王裁判所の判決は上訴されても執行されるが、下級裁判所の判決は、一般に、上訴されれば執行を停止する。

(138) 1536年のクレミウー王令は、下級裁判所向けであるが、同16条に約束手形の規定がある。ブルダンはこの条文を管轄権のある裁判所による判決でなければならない点を強調している。抵当権を生ず（*emporter hypothèque*）の意味について、ブルダンは、本人が自認せず、判決で確認された個人の義務は、抵当権を生じず、判決の執行は差押えによるしかないが、手形について自認された場合は、抵当権を生じると説明している。

束手形を否認し、その後、債権者が証明せるときは、抵当権が生じ、否認と訴訟応諾した日に開始す。

【不動産執行】

第 94 条：不動産と不動物につき提起されたる対物、本権⁽¹³⁹⁾、对人事件において、果実の返還を命ずる場合、事件の訴訟応諾の時点からに限らず、訴訟応諾以前、有責判決されし者が履行せず悪意なりしときから算定す。ただし後記のとおり、通常裁判所⁽¹⁴⁰⁾の書記の登記簿抄本上の一般評価によるべし⁽¹⁴¹⁾。

第 95 条：占有と本権事件において既判事項の効力を得し院判決・判決の執行事件で、判決ですべて金額確定 (*liquidé*)⁽¹⁴²⁾せしときは、有責判決されし者への催告から正しく 3 日以内に、判決・院判決に服すべし。さもなくば、履行せねば、有責者は余への罰金 60 パリ・リーヴルの支払を有責判決せら

(139) 1667 年民事訴訟王令第 18 章 (不動産占有保持の訴および不動産占有回復の訴) 4 条は「不動産占有保持の訴または不動産占有回復の訴における敗訴の当事者は、妨害がやめられ、しかして、占有侵奪せられたる者に占有が回復せられ、これとともに果実および収益が返還せられ、さらに訴訟費用が支払われ、かつ、もし判決により支払を命ぜられたるときはその損害賠償が支払われたるのちにあらざれば、本権の訴 *demande au pétitoire* を提起することをえず (以下略)」と規定する (塙・1667 年王令 (2・完) 269 頁)。

(140) 王の通常裁判所とは、バイイ裁判所、大バイイ裁判所およびセネシャル裁判所、最高法院をいう (グラソン・法源 (1) 83 頁)。

(141) 1667 年民事訴訟王令第 30 章 (果実の額確定) 1 条は「もし下級裁判所判決、判決、院判決によりて果実を返還すべき責ある旨が命ぜらるときは、最終の年の果実に限って、現物にて引渡さるべし。これ以前の果実に関しては、果実の額確定は、各年につき、四季 (の価格) およびその平均価格を考慮してなさるべし (以下略)」と規定する (塙・1667 年王令 (2・完) 307 頁)。ブルダン、善意の占有者は現存する物の返還にかぎられる一方、悪意の占有者は利益の返還を強制されるが、当初善意であった占有者が途中で悪意に転ずることがあり、本王令では、悪意の時点からとしているのは教会法の衡平に基づくものであるとしている。

(142) ブルダンは、有責判決が確定、特定 (*liquid et certain*) されていれば、判決にしたがわなければならないとしている。

るべし。当事者の身分、事件の重大性と要した時間に応じ加重し、前記に応じ、裁判官の専決にて当事者への重大な補償を命ず⁽¹⁴³⁾。

第96条：有責判決されし者が上訴し、異議を申し立て、または愚かにも不当にも、自らまたは第三者を扇動、教唆し、判決・院判決の執行を妨害せば、60パリ・リーヴルの通常罰金の支払を有責判決せらるべし。さらに、裁判官の専決にて、余への例外的罰金と当事者への重大な補償の支払を有責判決せらるべし。前記執行を不当に妨害せる当事者には、自ら費用を負担し前記判決・院判決の履行すべし。速やかに服さば、重大な罰につき定めたるところを軽減するも、速やかな実行を懈怠せば、本人を投獄により拘束す⁽¹⁴⁴⁾。

第97条：前記判決・院判決の執行にあたり、改良費、補修費その他が認められ、金額を定むべきならば⁽¹⁴⁵⁾、有責判決されし者は、改良、補修その他を

(143) 1667年民事訴訟王令第27章（判決の執行）1条は「既判事項の効力を生じたる院判決または判決によりて、不動産の占有を放棄すべく有責判決せられたる物は、院判決または判決が、（勝訴の当事者により）この者にまたはその住所に送達せられたるのち、15日以内に、それをなすことを要す。これに違背するときは、200リーヴルの罰金なる制裁に服すべく、その半額は相手方に帰属す。この罰金は、免除せらるることも、軽減せらるることもえず」とし、2条は「院判決または下級裁判所判決は、もし、代訟人が選任せられいたる場合はあらかじめ代訟人に送達せられたるのちにあらざれば、当事者本人に送達せらるることを得ず」と規定する。3条は「もし（勝訴の当事者による）初回の催告後15日を経過するもなお当事者が院判決または判決に遵わざるときは、その者は、身体拘束を受くるによりてその不動産の占有を放棄せしめらるべき、かつ、当事者にすべての損害を賠償すべき旨の有責判決を受けうべし」と規定する（塙・1667年王令（2・完）298頁）。

(144) 1667年民事訴訟王令第27章7条は「暴力により、または実力の方途によりて院判決または判決の執行を直接または間接に妨害したる者に対しては、訴訟は、特別訴訟手続（即ち刑事訴訟手続）をもって行われ、かつ、遂行せらるべし（以下略）」と規定する（塙・1667年王令（2・完）300頁）。ブルダンは、95条と96条をローマ前期の十二表法に言及して説明する。フォンタノンの注釈は、「その費用と負担で執行させるように命じる」という個所について、ムーラン王令第51条で訂正されていると述べている。

証明し、金額を申述ぶべし。単独の失権的な期限内に、競落された土地または動産を留置す。これは事案の性質と場所までの距離に応じ、執行吏が専決す。さもなくば、前記期限内に実行せず、期限経過せる場合、有責判決されし者が請求し、裁判官が定める短期間にすべき金額確定ののち支払を得べき当事者が保証人を立てるならば、宣告または失権なく、有責者は競落物の享受を失い、返還せざるを得ず。ただし、上記のごとく、その執行の遅延について余への罰金と当事者への補償の支払を有責判決せらるべし⁽¹⁴⁶⁾。

【不動産の果実】⁽¹⁴⁷⁾

第 98 条：果実の額確定につきて、余は、請求されたる土地の占有者またはその相続人が前記執行の当初呼出日に、判決・院判決の執行吏の面前で、当該土地の計算報告書、小作賃貸契約書を持参し、有責判決に含まれたる収受果実を申告し、宣誓の上、正しきところを確認すべく命ず。期限後 1 か月以内に、前記の確認に基づき果実を払うべし⁽¹⁴⁸⁾。

(145) この規定は、不動産占有訴訟で、敗訴した占有者が返還にあたって、それまでに不動産に加えた補修などの費用の償還について規定する。ブルダンは、修繕には、必要なもの、有益なもの、娯楽のためのものの 3 種類があるとしている。

(146) 1667 年民事訴訟王令第 27 章 9 条は「一定額の金銭または種類物、もしくは保存費または改良費の償還を受くることにより不動産の占有を明渡すべく有責判決せられたる者は、償還を受けたるのちにあらざれば、当該不動産を明渡すことを強制せらるることあるべからず (以下略)」と規定する (埤・1667 年王令 (2・完) 300 頁)。

(147) 1667 年民事訴訟王令第 30 章 (果実の額確定) の規定を参照。不動産が重大な財産であった時代には果実の帰属が大きな問題となった。

(148) 1667 年民事訴訟王令第 30 章 (果実の額確定) 2 条は「果実の返還の責あるものと判決せられたる当事者またはその相続人は、下級裁判所判決、判決、院判決の執行のためになさるる初回の呼出日に、裁判官または受命裁判官の前に、計算報告書、領収書および不動産小作契約書 (等の証拠書類) を提出し、かつ、自身が自身の手によりて開拓したる不動産に要したる労賃費、種子費および収穫費を、それより生じたる果実の量とともに、果実額計算申告書によりて、届け出ずべし (以下略)」と規定する (埤・1667 年王令 (2・完) 308 頁)。

第99条：ただし、果実はより多く、またはより価値がありしと主張する勝訴判決を得た当事者は、上記果実の量と価値を主張すべし。有責判決されし当事者はその反対をなすべし。執行吏が専決する単独の失権的猶予の間に行うべし⁽¹⁴⁹⁾。

第100条：前記主張と証拠により、前記有責判決されし者の主張が悪意で策謀的であるとされ、前記果実がその主張よりも多いとされたならば、余に対する重大な罰金に処し当事者に対する重大な補償の支払を有責判決せらるべし⁽¹⁵⁰⁾。

第101条：同様に、果実が判決で得られし、前記主張よりも少なく、前記果実の量と価値が策謀的な主張とされたならば、同様に、当事者の身分と事件の重大性に応じ、余に対する重大な罰金に処し、裁判官の専決による当事者に対する重大な補償の支払を有責判決せらるべし⁽¹⁵¹⁾。

第102条：一般と特別を問わず余の通常裁判所においては、小麦、葡萄酒、干し草その他の重要果実につき、これを商いせる商人が毎週、平均価格と値

(149) 1667年民事訴訟王令第30章3条は「もし勝訴の判決を得たる者が、相手方が提出したる果実額計算申告書の記載内容が真正ならざる旨を主張するときは、当事者の双方は、もし裁判官が命ずるときは、各人、書面により、かつ、証人によりて、果実量に関しては立証することをう。価格に関しては、もよりの書記課に存する重要果実価格登記簿の抄本によりて立証せらるることをう。労賃費、種子費及び収穫費につきては、鑑定人によりて評価せらるべし」と規定する（塙・1667年王令（2・完）308頁）。

(150) 1667年民事訴訟王令第30章4条は「もし鑑定人の鑑定によりまたはその他の証拠によりて、果実の量または価格（もしくは労賃費等）が果実額計算申告書に記載のものを超ゆることなしとせらるるときは、額確定を主張したる原告は、被告の全訴訟費用の負担を判決せらるべく、この訴訟費用額は、右と同一の判決によりて（同時に）額確定せらるべし」と規定する（塙・1667年王令（2・完）308頁）。

(151) 1667年民事訴訟王令第30章5条は「もし確定額が、果実額計算申告書に記載のものを超ゆるときは、被告は訴訟費用につき責あるものと判決せらるべし（以下略）」と規定し（塙・1667年王令（2・完）308頁）、ほぼこの規定を踏襲している。

付けを報告すべし。これは無報酬で行うものとし、裁判所の専決により、刑と罰金を科し、商業取引権を喪失し、投獄に処す⁽¹⁵²⁾。

第 103 条：このため前記商人は、市の日に毎回、商人のうち 2, 3 人を出すべし。これら代表者として、余の裁判所の書記に呼び出さざるとも、書記または受託者に前記価格を報告すべし。前記代表者を留むることも、待たせることもなく、速やかに記録すべし。これは無報酬なり⁽¹⁵³⁾。

第 104 条：今後、院判決・判決その他評価を要せし事件の執行においては、前記書記の記録抄本により当該果実の価格・値付けを証す⁽¹⁵⁴⁾。

第 105 条：裁判所が命ずる寄託につきては、当事者は判決後 3 日以内に、受託者に寄託すべし。前記 3 日の経過後、寄託の如何を問わず、紛争目的物の占有者・所持者は、寄託すべき物の引渡しに応ずべし。請求原因の喪失の制裁に服すべし。

第 106 条：果実の返還につきては、有責判決されし者は当該果実で収受せしところを宣誓の上報告すべし。同報告に従い、速やかに返還すべし。同様に

(152) 1667 年民事訴訟王令第 30 章 6 条は「市場あるすべての朕の都市および町においては、小麦およびその他の種の重要果実を取引する商人または、計量検査役は、各週に、果実平均価格につきて、報酬を受領することなくして、報告をなすべし。その者は、裁判官が裁定する罰金またはその他の制裁をもって、かく強制せられうべし」と規定する（塙・1667 年王令（2・完）308 頁）。

(153) 1667 年民事訴訟王令第 30 章 7 条は「右の目的を達するため、商人または計量検査役は、自身の仲間より 2 名または 3 名を任命し、この者をして、召喚も呼出も受くることなきままに、当該地の裁判官の前に出頭し、値付けの報告をなし、かつ、宣誓をもってこれを確認すべし（以下略）」と規定する（塙・1667 年王令（2・完）309 頁）。

(154) 1667 年民事訴訟王令第 30 章 8 条は「裁判所に報告せらるべき果実の価格の立証は、院判決または下級裁判所判決の執行ためたと、評価につきて争わるべき他のすべての訴訟においてたとの別を問わず、（前条の）値付け（報告登記簿）の抄本によりてなさるべく、他様になさるべからず」と規定する（塙・1667 年王令（2・完）309 頁）。

請求原因喪失の制裁に服すべし。

第 107 条：ただし、前記寄託を得る当事者は、前記の宣誓の上での報告と異なる、果実の量・価格を主張することを得。有責判決されし者はその反対を主張することを得。ただし敗訴者は、余への通常罰金と当事者への同額の制裁に服すべし。

第 108 条：余の最高法院の判決に対する第三者異議申立人は、申立却下されし場合、余に対する愚かなる上訴の通常罰金の支払を有責判決せらるべし。その半分は当事者に帰属す。当事者の身分と悪意に応じ加重す。上訴により停止されざる判決執行には、余への罰金 20 パリ・リーヴルの支払を有責判決せらるべし。その半額は当事者に帰属す。前記のごとく、事件が重大ならば加重す⁽¹⁵⁵⁾。

第 109 条：理由なく、前記の余の最高法院判決の修正、補正、変更を申し立て、申立が却下された者また同じ有責判決を受く⁽¹⁵⁶⁾。

【裁判におけるフランス語の使用義務】

(155) 1667 年民事訴訟王令第 27 章 10 条は「院判決の執行に対し異議申立をなす第三者は、もし自身の異議申立を却けられたるときは、150 リーヴルの罰金の支払を有責判決せらるべし。下級裁判所の判決の執行にたいする異議申立を却けられたる者は、75 リーヴルの罰金の支払を有責判決せらるべし。すべてその半額は朕に、しかして、他の半額は当事者に帰属す」と規定する (塙・1667 年王令 (2・完) 300 頁)。

(156) 1667 年民事訴訟王令第 35 章 (再審申請) 1 条は「院判決または終身として下されたる判決は、当事者たりし者、即ち、適法に呼出されたる者、およびその相続人、承継人もしくは利害関係人に関しては、(鄭重なる言辞をもってする申請書に應ずる) 判決取消令状 (を不服なす判決を下したる裁判所に併置の尚書局その他により先ず取得すること) によりてのみ、取り消し (への手続を進行せしむることを) う」と規定する (塙・1667 年王令 (2・完) 323 頁)。ブルダンは、慣習法上、既判力が失われる場合として、過誤の申立 (*proposition d'erreur*)、判決の詐取の場合 (*par dol et fausse allegations*)、判決の矛盾がある場合 (*contrariété*) を挙げている。フォンタノン は「解釈」(*interprétation*) という用語について、本来の意味と修正の意味の 2 つを含んでいるとしている。

第 110 条：前記院判決の理解に疑いなきを期すべく、余は、曖昧や不明瞭なく、解釈を求める余地なきほどに（判決を）明解にし、記載するを望み、命ず⁽¹⁵⁷⁾。

第 111 条：かかる事態が前記院判決のラテン語⁽¹⁵⁸⁾の用語の理解に生じおることから、余は、今後、余の最高法院その他下級裁判所において、記録、証人尋問、契約、委任状、判決、遺言その他裁判上の全文書・令状および付属文書は母国語たるフランス語のみで言い渡し、記録し、当事者に交付するを望む。

【新証拠】

第 112 条：策謀的に新事実を陳述すべく、王状を請願する者は、訴訟の判断に無用とされるなら、余に対する余の最高法院における愚かなる上訴の通常罰金、下級裁判所で 20 パリ・リーヴルの支払を有責判決せらるべし。その半額は当事者に帰属す。前記同様、事件により罰金を加重す。

【執行官の忌避】

第 113 条：余の最高法院の判決の執行評議官は、忌避を申し立てらるといえども、執行地で忌避されることなし。前記執行の完了まで追行すべし。ただし当事者が良しと見るときは、余の評議官は開始前に忌避されることありうべし。忌避の原因が重大で、忌避申立人があらたに承知した場合を除く⁽¹⁵⁹⁾。

(157) ブルダンは、110 条について何も述べていない。

(158) 世俗裁判にも教会裁判の影響が入り込んだ結果、訴訟手続でのラテン語の使用が増えた（グラソン・法源（2）217 頁）。これが臣民の手続に対する理解を妨げていたのであろう。

(159) 1667 年民事訴訟王令第 24 章（裁判官の忌避）22 条は「朕は、現地検証の章（即ち第 21 章）の第 7 条により、裁判官および受命裁判官は、出発日が（出発の）8 日以前に送達せられたることを要件として出発前 3 日より前にあらざれば、忌避せらるることをえず、しかも、かくは、以後に偶現したる理由につきての場合といえども異なるところなきことを欲す（以下略）」と規定する（埴・1667 年王令（2・完）294 頁）。ブルダンによれば、執行官が執行の地に登場してから、これを忌避することはできないが、その前であれば忌避が可能ということである。

【上訴】

第114条：書面による訴訟判決の上訴で、複数の請求事由あらば、上訴人は申立趣意書に上訴の根拠たるべき請求事由を述べ、加えて判決執行に同意すべし。さもなくば、履行せねば、訴えを期待しえざる上訴人とし、受理不能とす⁽¹⁶⁰⁾。

第115条：分割されたる前記請求事由ごとに罰金を設く。ただし一決定が他の決定におよぶ密接な場合を除く⁽¹⁶¹⁾。

第116条：成文法地域の上訴人も、慣習法地域の上訴人同様、愚かなる上訴の罰金の支払を有責判決せらるべし⁽¹⁶²⁾。

第117条：余は、今後、成文法地域の上訴人はこれまでのごとく信任状を求める要なきことを宣し、命ず⁽¹⁶³⁾。上訴人は前記信任状を請求することなく、上訴を迫行することを得。前記上訴の迫行、提起に出頭させる要なし。

第118条：複数の上訴ある事件につきては、上訴ごとに愚かなる上訴の通常罰金あるべし。免除も軽減もなすことを得ず。ただし余の最高法院にて重大かつ緊急な原因ありとせばこの限りにあらず。これにつきては余は、余の最高法院の名誉と良心に託す。

第119条：2回の請求の送達が当事者の代訟人に適式になされたる上訴事件で、代訟人が公判廷当日用意せざれば、令状を与うべし。訴えが記録された

(160) 114条の規定は受理不能とするとは書いていないが、フォンタノンは、その場合、教会法の衡平に立ち、罰金を科せられ、費用負担を命じられると説明している。

(161) ブルダンは、請求事由が一つの判決では分離しようがないが、請求事由が複数であれば、分けることができるのは当然であるとしている。

(162) フォンタノンは、本条を王令が慣習法地域と成文法地域をひとしく扱うことの例証としている。

(163) ブルダンは、上訴を迫行するに先立って、*lettres démissoires*（許可状）、即ち *apotres* が必要であったが、本王令で廃止したとしている。フォンタノンは「裁判官が、上訴人が提起した上訴の裁判官に、事件の管轄を委付する（*délaisser*）許可状・信任状（*lettre démissoire*）である」としている。

ならば、いかなる事件も、余の尚書局その他にて撤回せらるることなし⁽¹⁶⁴⁾。

第 120 条：いかなる請求・事件につきても今後、権利回復状、放棄状、訴権消滅状を与うことなし。過去に与えられたるも、考慮するを禁ず。前記訴訟は、王状が得られざるものとして、判決さるべし。

第 121 条：余の最高法院の評議官は、法廷その他において懈怠を与えず。ただし当事者の代訴人、筆生、ソリシトゥールはこの限りにあらず⁽¹⁶⁵⁾。

第 122 条：余は、余の最高法院の尋問部部長と評議官が書面により訴訟を判断するを望む。判決は受理の順序に従って行い、これを巻物になし、開示し、3 か月ごとに書記に呈示す。判決が言い渡された後、速やかに、書記は判断されたるものに印しをす。

第 123 条：余は本王令が遵守されんことを望む。いかなる事件でも違え、無視することはならず。余の代訟官長は、この監視に配慮するよう命ず。それは制裁に服すべし。誤りあらば、対処すべく速やかに余に知らしむべし。

第 124 条：余は、余の最高法院の部長と評議官が奉職せる法院の係属事件につき第三者に委任を求め、あるいは直接、間接に裁判官にそれにつき話すことを禁ず。1 年間の法院への出入禁止と無報酬の制裁に服すべし。立ち入ら

(164) 1667 年民事訴訟王令第 14 章 (訴訟応諾) 3 条は「朕は、反再答弁書、反反再答弁書、第一附加書および第二附加書ならびにその他これらと類似の書面の慣行を廃止す。また、朕は全裁判官に対し、それらを考慮すること、および、それらを訴訟費用額に算入することを禁止す」、4 条は「代訟人双方は、口頭弁論すべく出頭するための猶予期間が満了し呼出日が来たるときは、公判廷に出頭することを要す (以下略)」と規定し、第 35 章 (再審申請) 3 条は「朕は、当初出頭するを懈怠して下されたる、または公判廷において口頭弁論するを懈怠して下されたる、院判決または終審としての判決に対しては、単なる申請書によりて、(異議即ち故障を) 申し立つることを許す (以下略)」と規定する (塙・1667 年王令 (1) 196 頁、(2・完) 323 頁)。

(165) ブルダンは、著名な代訴人の名を騙るなどの詐欺行為があると説明している。グラソンは、14 世紀のパリ・シャトレ裁判所では、代訟人の指示を受けるべき筆生 (clerc) が「甚しく濫用的に懈怠を取りまた増大させた」としている (グラソン・濫用 875 頁)。

ばより重大な制裁に服すべし。これについて余に知らせるべし、余の代訟官長を前記制裁に当たらしむ⁽¹⁶⁶⁾。

第125条：今後、余の最高法院の係属事件につきて意見分裂を認めず。他の事件に取り掛かり、審理する前に、院判決・判決をすべき事件あらば、部長と評議官は一つの判決、意見に集約すべし。

第126条：前記意見分裂を回避すべく、集約されたるときに判決・院判決とし、言い渡すことを望み、命ず。

第127条：余の最高法院の判決に対する再審申請、解除または原状回復勅状の申立人は、勅状請求を却下されたらば、余への専決的な罰金の支払を有責判決せらるべし。愚かなる上訴の通常罰金より軽減することなし。その半額は当事者に帰属す。当事者の身分と悪意により加重す⁽¹⁶⁷⁾。

第128条：すべて上訴は良きにも悪しきにも判断さる。上訴を却下せるとも愚かなる上訴の罰金は減額せらることなし。余の最高法院にて行うべき重大かつ緊急な原因あらばこの限りにあらず。余の最高法院の名誉と良心に託す。

第129条：余は、余の最高法院の部長と評議官その他の役人が、余の特別の許可・認可なく、法院の開会中⁽¹⁶⁸⁾、余の法院を離れ、欠席するを禁ず⁽¹⁶⁹⁾。理由あらば、余に申し立つべし。なすべきことを指示す。重大かつ緊急な原因

(166) 1667年民事訴訟王令第24章（裁判官の忌避）18条は「裁判官はすべて、自身が裁判官たりえざる事由を部室において申告し、かつ、この申告に基づき自身が回避すべき旨を命ぜられたるのちにあらざれば、訴訟の報告および判決を回避することをえず」と規定する（塙・1667年王令（2・完）293頁）。

(167) 1667年民事訴訟王令第35章（再審申立）39条は「もし再審の事由が適格と判決せられざるときは、原告は、訴訟費用のほか、もし原院判決が対席のものなるときは、これが準備のものなると、終局のものなるとの別を問わず、朕に対して300リーヴルの罰金、相手方に対して150リーヴルの罰金を支払う責ありと判決せらるべし（以下略）」と規定する（塙・1667年王令（2・完）331頁）。ブルダンは、判決の誤りに対して、一定金額を供託した申立てと本条項にいう国王の勅状があるとしている。

(168) 最高法院は当初ルイ9世の治下では年4回（諸聖人の大祝日、キリスト降誕祭、聖母お潔めの祝日、聖霊降臨の大祝日）に開会するとされた。

あらばこの限りにあらず。余の最高法院の名誉と良心に託す。

第 130 条：余は、毎月、水曜集会 (*mercuriales*)⁽¹⁷⁰⁾を行うよう命ず。怠るべからず。その場にて、審級、資格にかかわらず、余の法院の役人の過誤を詳しくすべて論ずべし。これに従い余の法院は、速やかに是正するを望む。遅滞なく前記水曜集会とその是正措置につき余に知らしむべし。3 か月ごとに知らしむべし。余はこの監督を代訟官長に託す。

【贈与・遺贈】

第 131 条：余は、贈与者または遺言者によって今後、その後見人、保佐人、監護権者、貴族子弟監護者その他の利益としてなされる生前贈与または遺贈贈与を無効にして、なんら効果も価値もない旨宣す⁽¹⁷¹⁾。

第 132 条：余は、今後、余の臣民によりその間でなされる贈与が当事者及び目的物の通常裁判籍の余の最高法院の裁判所に登録・記録されんことを望む。さもなくば無効とみなし、前記記録の日より効果を生ず。贈与は受贈者の同席のもと、承諾を得べし⁽¹⁷²⁾。

第 133 条：受贈者またはそれに関する公証人の不在のとなされたる贈与は、贈与者と公証人の同席のもと、受贈者が承諾し、上記のごとく登録された時に効力を得。さもなくば無効とみなす。文書、証書により用益権または仮占有権条項ありといえども効果なし。前記のごとく承諾、登録あらばこの

(169) オリヴィエーマルタンは「評議官および部長は職業裁判官であり、精勤の役務を負っていたのであって、王から報酬 (ガージュ) を受領していた」としている (オリヴィエーマルタン・フランス法制史 799 頁、*Histoire*, p.534)。

(170) *mercuriales* について、山口俊夫編『フランス法辞典』は「(古法時代における) 司法権に対する警告的演説・訓辞」と説明する (同 365 頁)。オリヴィエーマルタンは「最高法院は法的に一団体を形成し、この団体は、会員による新会員選出という方法で充員され、水曜集会で自己規制を行い」と記している (オリヴィエーマルタン・フランス法制史 800 頁、*Histoire*, p. 535)。

(171) 1667 年民事訴訟王令には贈与・遺贈の規定はない。

(172) 王令集の解説では、記録は動産には不要であり、不動産だけであるとしている。

限りにあらず⁽¹⁷³⁾。

第134条：余は、未成年者によりなされたる契約の取消可能の時点に関する旧来の問題や意見相違の除去を望む。満35歳になりたる上は、裁判所の許可または侵害、欺罔、詐欺なく、権利回復・復権その他の勅状によりて、不動産物件の譲渡の無効につき、原告または被告となりて、未成年者たる特権・特典の享受、契約の破棄の主張、訴えを認めることなし。前記契約につき未成年者が権利回復勅状その他法定手段で許されたる場合を除く⁽¹⁷⁴⁾。

【誤判・再審】

第135条：余の忠実なる司法宮掌請官は、誤判受理に先立ち、当事者の提出証拠目録により事実を検証すべし。

第136条：誤判申立人は、240パリ・リーヴル⁽¹⁷⁵⁾の金銭を供託すべし。旧来の王令が認めし2年に代わり、前記王令にて2年間に提出、充足すべきとせることの充足には1年のみ認む⁽¹⁷⁶⁾。

第137条：誤判申立の審理判断には、前記旧来の王令にあるごとく、法院の

(173) 贈与契約の成立には、受贈者 (*donataire*) の正式な受諾を要するとした。

(174) 成人年齢は25歳であり、本条の「35歳」とは、成人年齢に達してから10年の時効が成立することを意味する。

(175) 1667年民事訴訟王令第35章（再審申立）16条は次の注参照。グラソンは「誤判申立」が「大量の濫用と詐欺との原因となった」としている（グラソン・法源（2）243頁）。ブルダンは、従来 of 慣習にかかわらず、再審には相当額の寄託を要するものとしたと説明している。フォンタノンは、1566年2月のシャルル9世のムーラン王令（裁判改革王令）18条では、上座裁判所の判決 (*Jugements Présidiaux*) は、最終審として出された場合、取消しを求めることはできないと説明している。

(176) 1667年民事訴訟王令第35章16条は「対席の院判決に対する判決取消令状の申請者は、その院判決が準備のものたる、終局のものたるの別を問わず、（判決取消令状を取得したるのちは、）令状確認のための申請を（当該裁判所に）提出するにさいし、（敗訴の場合に備えて、）朕に対する罰金として300リーヴル、他方、相手方に対する罰金として150リーヴルの金額を供託すべし（以下略）」と規定する（埴・1667年王令（2・完）326頁）。

部 (*les Chambres*) を招集する要なく⁽¹⁷⁷⁾、事件の重大及び性質により、前記法院による具申、専決に基づきて定める、余の法院の部にて一定の裁判官の合議により、かかる誤判申立は判断さるべし。

第 138 条：当事者は 5 年内に行うべし。さもなくば受理されることなし。

【刑事事件の優先処理】

第 139 条：余は、余の裁判官が、他の事案に優先し、先に、刑事事件の処理を入念に進めるよう厳命す。違えれば、職務停止乃至喪失、加えて専決的罰金の制裁に服すべし。余の最高法院の名誉と良心に託す⁽¹⁷⁸⁾。

第 140 条：余は、同様に刑事部に対し、刑事事件とあらば民事利益に関わる事件判決をせず、囚人と罪人は急を要すゆえ、その処理を進めるよう厳命す⁽¹⁷⁹⁾。

【刑事手続の過誤】

第 141 条：余の裁判所その他の下級裁判官は刑事事件に関連し過去、多数の過誤を犯せり。余の最高法院が同過誤を是正すべく中間判決を多数行える原因なり。犯罪事件とその懲罰処理に重大な遅延を招きたり⁽¹⁸⁰⁾。

第 142 条：刑事事件の処理に重大な誤りを犯したことが明らかな裁判官は、初回は余への重罰金の支払を有責判決せらるべし。2 回目は 1 年間の職務停

(177) ブルダンは、従来、法院のすべての部を招請したが、これは負担が大きかったと説明している。

(178) 1670 年刑事王令第 25 章（下級裁判所判決、判決および院判決）1 条は「全裁判官に、余の法院であっても、他の事件に優先して刑事事件の処理を行うことを厳に命ず」と規定する。裁判官に重大な制裁を処すと脅して、国家の裁判所の名誉と良心に訴えて、すべての者に事前に犯罪裁判の送付に取り掛かることを厳命する規定である。

(179) ブルダンは、無罪で牢獄につながれている者のことを忘れないことは、神の怒り (*l'ire de Diex*) を鎮めるものであり、無罪の者が牢獄で悲惨な状態に置かれ、逆に刑罰は主として見せしめとして考案されているから、犯罪者がなにもせず牢獄で死亡するといった事態にならないようにすべきだとしている。一方で、140 条では、「139 条と同じ趣旨で、刑事事件は民事事件に優先し、神と法が命ずるが如く、速やかに審理しなければならない」としている。

(180) 第 141 条は、条文の形式でなく、事実の表記にとどまっている。

止に、3 回目は職務の喪失と王国職の失権とす⁽¹⁸¹⁾。

第 143 条：当事者の損害賠償の支払を有責判決せらるべし。事件の性質により査定され、軽減さるべし⁽¹⁸²⁾。

第 144 条：下級裁判官が爾後、重大な過誤をせぬよう、余は、刑事事件の当事者尋問、供述確認、対質その他の権限行使には、余の代訟人、書記官、祐筆、係員ではなく、裁判官、代行官、随員が当たることを望む。これを習いとせば、職務停止または喪失、より重大な刑と罰金の制裁に服すべし⁽¹⁸³⁾。

【被告人尋問】

第 145 条：犯罪、暴行、悪行の告発、あるいはその他の方法により届出あるた

(181) 1670 年刑事王令第 15 章（証人尋問・対質）14 条は「証人对質を行うため、被弾効人は命じられ、互いの居るところで証人と被弾効人は宣誓のうえ、裁判官は互いに知己か否か質問すべし」と規定する。ジャンクロ教授は、本条によって「立法者は、こうした裁判官を『王国の職務を維持するのに不適』と宣言することで、制裁を完全なものにした。立法者は、職の売官制の道によって用意された雇用から、決定的に排除した。従って王国に奉仕する公的職務すべてへの道を禁じた。立法者は、王国の信頼の裏切りになるので国家の職を禁じた」と説明する（Y. Jeanclos, *La peine-Miroir de la justice*, Montchrestien, 2012, p. 109）。売官制は、絶対王政の確立の資金源であり、フランソワ 1 世の時代から始まる。

(182) 現在のフランスの裁判法では、裁判官の民事責任を職務上の過失と個人の過失に分けている。裁判については上訴などの救済手続が法定されているが、判決や審理に法律上の救済手続では是正され得ない瑕疵があり、それが裁判官の職務上の重過失などによるものであれば国家が補償する（裁判所構成法典 L141 - 1 条）。個人の過失とは「審理手続および判決において詐欺 (*dol*)、詐害 (*fraude*)、収賄 (*concussion*)、重過失 (*faute lourde*)」をいい、裁判官個人が責任を負う（同 L141 - 2 条, L141 - 3 条）。ただし国家に対する賠償請求にくらべると裁判官個人に対する請求事件数は極めて少なく、裁判官個人ではなく国家が損害賠償するケースが増えている。

(183) 1670 年刑事王令第 14 章（被弾効人の尋問）2 条は「裁判官は、被弾効人を本人自ら尋問にあたるべく、いかなる場合といえども、書記によって行わすことなかれ。無効と裁判官と書記の禁止および余に対する 500 リーヴルの罰金の制裁に服し、免除することなし」、第 15 章 24 条は「書面の申立人は事件の報告者により牢獄で、その有責自由と通知の起因する事実につき尋問さるべし」と規定する。

るときはただちに、正しく入念に調査し、調査せしめ、質問後速やかに余の代
 訟人に通知すべし。代訟人は無報酬で前記調書の下の個所に迅速に趣意を記し、
 これに従い、裁判官は事件の必要性に応じた裁判の判断を下すべし⁽¹⁸⁴⁾。

第 146 条：前記犯罪者は、収監されし者も、本人に出頭を呼出せる者も、た
 だちに入念に尋問すべし。被弾劾人尋問は法及び余の過去の王令の形式に則
 り、本人の身分と事件の性質に従い、繰り返し行うべし。できうれば本人の
 口から、前記犯罪、暴行の真実を究明するためなり⁽¹⁸⁵⁾。

第 147 条：前記被弾劾人尋問が済み、形式を整えたならば、速やかに余の代
 訟人に提出、報告すべし。代訟人は、弁護士の見解を聞き、適切な起訴状作
 成のため、入念に読むべし。

第 148 条：上記被弾劾人の自白で充分にして、事件の性質がこれにより判断
 するに適當かつ要するとなれば、民事当事者がいるなら、前記自白を通知す
 べし。同当事者に同様にこの自白に基づき権利を主張するか確認するためな
 り。このため前記起訴状を書面で各人に与え、被弾劾人には情状酌量を求め
 るために、通知すべし⁽¹⁸⁶⁾。

(184) 1670 年刑事王令第 3 章 5 条は、申立人が附帯私訴の当事者となるべき要件、第 10
 章 1 条は裁判官は代訟人の趣意書に基づくことを規定し、第 14 章 15 条は「尋問は必
 要があれば何度も繰り返し行い、それぞれ、別の調書に記録すべし」と規定している。
 ブルダンの注釈は、管轄地域の安寧の維持、悪行の排除は裁判官の義務であるとし、
 犯罪行為の申立 (*persecution des crimes et delits*) には、告発、抗弁、密告、糾問
 (*accusation, exception, dénonciation et inquisition*) の 4 種類があるが、フランスでは告
 発と糾問に限られるとしている。

(185) 1670 年刑事王令第 14 章 15 条は「被弾劾人尋問 (*l'interrogatoire*) は、必要な都度
 繰り返すべし。各尋問は別の書面にすべし」と規定する。

(186) 1670 年刑事王令第 14 章 20 条は「余の代訟人または領主の代訟人及び民事当事者
 は、被弾劾人尋問により権利主張を認められ、被弾劾人が告発された民事当事者は、
 請求を申し立てることを得 (以下略)」と規定する。ブルダンは、刑事事件で、違反
 者の自白だけで犯罪の事実を確認することが妥当か、と疑問を呈し、自白だけでは充
 分でなく、物証、推定などを要するとしている。

第 149 条：彼らまたはそのうちの一人が前記自白に基づく権利主張を望まなくば、被弾効人と対質させるべく速やかに証人を呼出すべし。場所までの距離と事件の性質、当事者の身分に応じ裁判所が命ずる期間内に行うべし⁽¹⁸⁷⁾。

第 150 条：事件の程度が軽微で、当事者尋問に続き判決で通常裁判で行うべき旨命ずべきならば、事実を調査するため期間を定む。ただし犯罪の性質に応じ、証人尋問の受付日の状態とする条件で、一定限度の担保を条件に被弾効人を保釈す⁽¹⁸⁸⁾。

第 151 条：証人を呼出し、対質させ、また前記のごとく調査のための期間内に、各当事者が答えず、提供しなければ、事件は、前記期間の経過後の状態、ただちに行われ各人それぞれの目的のために与えられる起訴状に基づき判断さる。ただし重大かつ緊急を要する事件ならば、前記のための第 2 回の期間を与え、その経過後、復権状その他によりて回復せず。

第 152 条：対質を行うべき事件においては、対質のための期間中、被弾効人が保釈されることなし⁽¹⁸⁹⁾。

【証人尋問】

第 153 条：証人が対質のため出頭するときは、ただちに裁判官により、宣誓の上、被弾効人を離席させ聴取すべし。その主張につき、被弾効人の責任にてただちに別に、それぞれ対質す⁽¹⁹⁰⁾。

(187) ブルダンは、この規定は慣習法に反するため、廃止されたとしている。

(188) 1670 年刑事王令第 20 章 3 条は「証人との対質に先立ち、事案が刑事事件として行うべきでないと判断されれば、裁判官は当事者を通常裁判で受け付ける。この場合、調査は証人尋問の転換され、被弾効人には証人尋問に予定された形式でその主張を認む」と規定する。当時、刑事事件は、特別事件 (*par voye extraordinaire*) とされた。重要度の低い刑事手続は、通常手続とされた。

(189) 1670 年刑事王令第 15 章 12 条は「当初、人身捕捉の命令ありたる被弾効人は、対質の間投獄さるべし（以下略）」とある。第 28 章 5 条は「被弾効人がいったん証人を指名せる後、他の者を指名しえず。証拠についての予審の間保釈されることなし」と規定する。

第 154 条：前記対質のため、被弾効人および証人は裁判官の面前に出頭すべし。裁判官は両者同席のもと、真実を陳述する旨の宣誓をせしむ。その後、被弾効人の同席のもと証人の証言録取を読む前に、被弾効人にその場の証人につき忌避を申し立てるか尋ね、速やかに回答するよう命ず。さもなくば受け付けることなし。裁判官が明瞭に催告せるためなり⁽¹⁹¹⁾。

第 155 条：証人に対する忌避を申し立てず、望まない旨申告せるも、証人の証言録取の停止を望み、または前記忌避の申立のため書面で期間を求めたる時、または速やかに主張する旨書面にしたるといえども、対質のために前記証人の証言録取の読了を行い、その後、被弾効人は、前記証人の忌避を言い、主張すること能わず⁽¹⁹²⁾。

第 156 条：対質を行い、完了せば、ただちに事件は余の代訟人の掌中に移るべし。代訟人は、最終か、予備かいずれの意見とすべきか入念に検討のうえ、迅速に書面に認たむべし。

第 157 条：代訟人は、被弾効人に無責・無罪とすべき決定的事実、あるいは適法かつ受理可能な有罪事実の主張ありと判断せば、被弾効人に証人の請求を催告すべし。代訟人は証人から、無罪または有罪につき事実の証明を求む

(190) 1670 年刑事王令第 15 章 (訟人聴取・対質) 1 条は「告発に予審が妥当ならば、裁判官は調査につき尋問さるべき証人、その他証人から聴取すべし (以下略)」、5 条は「証人は別々の聴取される」と規定する。1667 年民事訴訟王令では、第 22 章 15 条で「証人は、公判廷にて行なわるるにはあらざる証人尋問においては、当事者双方の前にては、また、他の証人の前にてといえども、供述すべからず。しかして、証人は各別に訊問せらるべく (以下略)」と規定する (埴・1667 年王令 (2) 285 頁)。

(191) 1670 年刑事王令第 15 章 14 条は「証人の対質を行うためには、被弾効人は呼び出され、証人と被弾効人それぞれの宣誓後、裁判官は互いに知己たるや尋ねる」、16 条は「被弾効人は証人に対する忌避をするか、裁判官にその場で照会さる」、19 条は「証人の証言録取の読了後は、被弾効人は証人忌避できず」と規定する。

(192) 1670 年刑事王令第 15 章 18 条は「被弾効人が忌避を呈し、あるいはそれを望まぬ旨申告したのち、証人の証言録取または聴取を読み上げる (以下略)」と規定する。

べし。これなくば最終意見に進むべし⁽¹⁹³⁾。

第 158 条：前記意見に基づき、裁判官は事件を入念に検討し、調書にすべし。無罪または有罪につき、被弾劾人のため、裁判官は前記被弾劾人にこれを示し、速やかに前記事実を調査すべき証人を請求するよう命ずべし。さもなくば受理されず⁽¹⁹⁴⁾。

第 159 条：前記被弾劾人が請求せる証人は、裁判官またはその係員により職権で尋問、聴取されるべし。被弾劾人の負担とす。被弾劾人は可能ならば、書記が命ずる金額を供託し、不可能ならば民事当事者があればそれが、それもなく、または負担可能な者がなくば、余の負担とす⁽¹⁹⁵⁾。

第 160 条：これにつきては、同地の役人に残り、専決されるべき充分かつ妥当な金額を徴収す。同金銭は前記役人の命令と同金銭の引渡し受領書でもたらされ、余の王領収入役の計算の経費として払わる。

第 161 条：刑事事件の費用超過分は、民事当事者あらばその負担とす。事件終了時に回収されず、負担すべからず、または明らかに負担せざるときは、上記のとおり、余の通常の経費による。

【被弾劾人特別審問・拷問】

第 162 条：刑事事件では、当事者はいかなる者の助言も助力もなく尋問され、訴追されたる被弾劾人の口から答えるべし。上記のごとく。個々に非公開で別々に尋問されるべし。被弾劾人が訴追さるべきか知るべく判決で尋問され

(193) 1670 年刑事王令第 24 章（代訟人の最終意見）1 条は「聴取と対質の終了後、代訟人は事件の資料を検討し、最終意見をだすべし。速やかに行うべし」と規定する。

(194) 1670 年刑事王令第 28 章（証拠事実）2 条は「被弾劾人は、裁判官に選任されたる者以外には、無罪の事実の証拠を得ること能わず（以下略）」、4 条は「正当化事実の証拠を命ずる判決は、裁判官によりすぐに被弾劾人に言い渡される（以下略）」と規定する。

(195) 1670 年刑事王令第 28 章（証拠事実）6 条は「証人は、代訟人の請求により呼び出され、裁判官により尋問さる」、7 条は「被弾劾人は裁判官が命ずる金額を書記に供託すべし（以下略）」と規定する。

る慣習ありしが、この方例、慣行、慣習を除去し、廃す。この点につき、被弾効の犯罪に関する事実事項および前記にある事由に反する事項すべて知らしむ⁽¹⁹⁶⁾。

第 163 条：事件の検討の結果、拷問または特別審問が妥当ならば、余は、囚人に対してただちに拷問命令を発するを望む⁽¹⁹⁷⁾。上訴なくば、速やかに実行すべし。上訴あらば、刑事事件の上訴を直接管轄すべき同地の余の最高法院が処理すべし。刑事事件に関して上訴されたる事項に関わることなし⁽¹⁹⁸⁾。

第 164 条：特別審問または拷問によるも被弾効人を有罪とすべき事由なく、有罪としえなくば、余は、民事当事者との関係でその無罪とす。誣告の補償につきては、この点につきそれぞれその申立趣意を取るべく判決で尋問すべし。事件に要すれば、裁判官が事件に適當とせば通常裁判で判断すべし⁽¹⁹⁹⁾。

(196) 1670 年刑事王令第 14 章 (被弾効人尋問) 6 条は「被弾効人複数の場合、別々に、裁判官・書記官以外の者の同席なく、尋問す」と規定する。犯罪者には、相談相手はなく、証人尋問・予審において容疑者に対してもたらされた負荷を知ることなく、尋問される。被弾効人は一人で裁判官に直面する。本王令以前の規則では、容疑者は判決前に裁判官によって判決に付されるかどうかを聞かれる。これにより、容疑事実とその刑を知ることができた。この権利または能力は、162 条によって明示的に拒否された。

(197) フールニエは「ローマ法が中世の裁判所に残した悲しむべき遺産である拷問は、カノン法の制度ではなかった。即ち、カノン法廷への導入には特別の状況が必要であった。さらに、それは、若干の訴追に限られていたようである」としている (フールニエ・カノン (2) 84 頁)。

(198) 1670 年刑事王令第 19 章 (質問と拷問の判決と記録) 1 条は「犯罪の被弾効人に死刑に値する相当の証拠はあるが、証拠が不十分ならば、裁判官は特別質問を適用すべし」、26 章 (上訴) 1 条は「予備的、中間的、終局的判決に対する上訴は、最高法院に直接行う (以下略)」と規定する。

(199) 1670 年刑事王令第 19 章 2 条は「裁判官は、特別審問を命じられたるといっても、被弾効人を金銭刑または、死刑を除く体刑に処すため、証拠全て保持する旨決定することを得。特別質問になんら自白せぬ被弾効人は、審問以降あらたな証拠なかりせば、有罪とされることなし」と規定する。

第165条：裁判を逃れんとする犯罪者、逃亡者には、それらに対する届けにつき、裁判所権力が聴取せる証人の証言を、対質されたものとし信頼す。ただし同犯罪者が裁判所に出頭したるとき、証人が死亡その他の対質しえざる場合にも、その忌避をさまたげることなし⁽²⁰⁰⁾。

【免責特権の廃止】

第166条：債務その他民事事件に人を自由にするがごとき特権なし。責任を負うべき、弾劾されたる事件に関する届けに基づき、裁判官が命じ、言い渡されたる身体捕縛ある場合も解放することなし⁽²⁰¹⁾。

第167条：余および先王の王令で刑事事件に関する規定は、本王令に反し、損なわざる限り、効力を有し、有効なり。

【恩赦・特赦】

第168条：余は、余の最高法院尚書局尚璽官が、裁判外で恩赦・赦免を与えることを禁ず。ただし正当防衛でやむを得ず人を殺めたる者、その他法律により国王に恩赦を求め得、求むべき場合を除く。

第169条：前記の場合を除き恩赦・特赦が与えられることなし。余は、請願は却下され、請願ありといえども、場合により制裁せんことを望む。

第170条：余は、最高法院尚書局尚璽官が判決を取り消し、第一審とすべき事件を最高法院に係属させるがごとき文書を与うことを禁ず。また事件から通常裁判籍を外し、他に委任することを禁ず。前記に対する重大な違反なり⁽²⁰²⁾。

第171条：前記勅状が違反して与えられるも、余の裁判官がこれを考慮するを

(200) 1670年刑事王令第15章（証人聴取と対質）6条は「証人聴取は、被弾劾人不在のもとでのみ行う（以下略）」、また第17章（被弾劾人・証人の懈怠）22条は「聴取されたる証人が欠席し、死亡したるときといえども、その証言録取は維持され、証人対質につき定めたる形式で被弾劾人と文言による対質とす」と規定する。

(201) これは前半で民事について述べ、後半は刑事で、犯罪者が隠れている場合をいう。ブルダンは、過去には債務や犯罪の駆け込み寺（*franchise et immunité*）があったが、現在はこれを廃し、免責特権も、駆け込み寺もないとしている。

禁ず。申立人は余と当事者に対する愚かなる上訴の通常罰金の支払を有責判決せらるべし。ただし余に直上を与えし者を知らすべし。場合によって制裁を科すためなり。

第 172 条：余は、最高法院尚書局尚璽官が身体刑を科す要なきときに恩赦・特赦を与えることを禁ず。違反して与えた場合、余は余の裁判官が前記のとおりに考慮するを禁ず。当事者には罰金の支払を有責判決せらるべく、却下すべし⁽²⁰³⁾。

【公証人】

第 173 条：パリ・シャトレ裁判所その他裁判所の公証人は、契約書、遺言書を認め、受理するときはそれらを忠実に登録、記録すべし。要すれば参照すべく、注意して管理すべし。

第 174 条：前記登録・記録は、その契約書の正本に挿入または挟込み、最後に前記契約書を受け付けた公証人が押印すべし。

第 175 条：契約書を認め、遺言書を受け付けたる公証人が 2 人の場合、遺言書または契約書の裏面に記し、事件で参照するべく契約書・遺言書が登録されたる帳簿 (*livres*) に前記 2 人の公証人が署名すべし。

第 176 条：前記公証人は、前記帳簿、登録または記録を騙り、契約書の承認、遺言書の受領にかかわる報酬以外のものを受け取ること能わず。ただし当該契約書が属する当該帳簿の作成後抄本を作成し、裁判所から命じられたる場合は報酬を受く。

(202) 1670 年刑事王令第 16 章 (免除・特赦・赦免勅状) 5 条は「5 年の期間を経て後の免刑状、追放・ガレー船漕役刑免除勅状、減刑状、受刑者の財産、名誉回復状、再審状は、大法官のみが勅印をすることを得」と規定する。

(203) ブルダンは「法律により極刑 (*peine capitale*) をもって罰する、あるいは恥辱 (*infamie*) をもたらす刑で罰せられる犯罪については、原状回復 (*restitution*) があり、請願は可能であるが、単に金銭罰金が科せられる (*infliger et irroger*) 場合、復権を得る余地はない」としている。

第 177 条：公証人が契約者、相続人または承継人あるいは明らかに契約が帰属する者、または裁判所が命じる者以外に、帳簿、登録、記録を開示、閲覧するを禁ず。

第 178 条：各当事者に遺言または契約の謄本を引き渡したる後、当事者を尋問する裁判所が命じる場合を除き、引き渡すことを得ず。

第 179 条：上記につきては職務喪失の制裁に服すべし。余は、本王令にて上記の場合、各人に当事者への損害賠償を命じ、さらに違反者として罰に処すことを宣す。明らかな詐欺または明白な策謀から違反せる者には、裁判官はそれら個々の責任につき同人を罰すべく、入念に調査すべし。

第 180 条：余は、すべての裁判所の公証人が、不動産に関し売買、交換、贈与その他の契約を、どこの封土または地代対象地を譲渡、移転の対象とするか、領主または地主に対してどのような負担を負うか、につき契約当事者に申告させず、受け付けるを禁ず。公証人は職務喪失の制裁に服すべし。契約者には契約の無効とす。上記制裁は、本王令以降、適用すべし。

第 181 条：不動産の契約者が、契約に記すべき封土または地代対象地について申告するさいに承知のうで不実をなすことを禁ず。有責者に対する前記契約の利益の喪失の制裁に服すべし。即ち、売主には代金の喪失、買主には目的物の喪失にて、これは余には余の所有物、領主にその所有物に適用す。

【費用と報酬】

第 182 条：今後、費用の査定と懈怠判決は、書記ではなく、事件を管轄する通常裁判所評議官、その他裁判官または代表者が行うべし。

第 183 条：当面別に定めるまで、余の王令で 12 パリ・リーヴルと定めし王国役吏給与に 4 パリ・リーヴルを加え、一日当たり 16 パリ・リーヴルとす。

第 184 条：前記以上を受領せば、余は、本王令以降、職務を喪失させ、身体刑に処す旨宣す。当事者が任意に提供せりといえども、禁ず。裁判官の専決罰金の制裁に服すべし。

【同業組合の禁止】⁽²⁰⁴⁾

第 185 条：旧来の王令と最高法院判決に従い、王国全土で職業人の講社を廃し、禁ず⁽²⁰⁵⁾。

第 186 条：前記職人、職業人は集会してはならない。身体刑の制裁に服すべし。余の各都市にての本王令の公開から 2 か月以内に、同地の通常裁判官に、前記後者に関する事項、代表者、対象、その他求められるべきことにつき届け出るべし。

第 187 条：期限内に行わなくば、組織されたる職業の長を服するまで投獄すべし。さらに前記期限までの不履行につき、余に対する大罰金の支払を有責判決せらるべし。

第 188 条：職業の長を歓迎し、晚餐、宴席、会食を供すること、散財することは、任意であれ、これを禁ず。晚餐、宴席参加者各人は 100 スーの罰金の

(204) オリヴィエーマルタンは「中世には・・・商工業の自由の制度は、決して存在しなかった」、「領主は、自身の領主領のその他の総ての人間活動と同様に、生産と取引を規制する」が、他方「各職業は、他の諸社会集団と同じ様に、自身の諸慣習を有」し、また「ルイ 9 世の治世末、1268 年頃、パリのプレヴォたるエチエヌ・ボワロが、当国王都市の行政を改善し手続きを簡略にしようとして様々な手段を採り、組織化されたパリの諸職の慣習を編纂する仕事に挑んだ。このようにして成立したものが『パリ諸職規則集』である」としている（オリヴィエーマルタン・法制史 259、262 頁、Histoire, pp.170, 173）。また、「1507 年、パリ慣習の起草のためにパリ・プレヴォ子区の三身分が会同したとき、諸同業組合における宴席招待の濫用につき苦情が出る。そこで、1539 年のヴィレルーコトゥレ王令は、峻厳な刑罰をもってこれを禁止し、1581 年王令はこの禁止を繰り返す、この禁止がついに尊重されるに至ったように思われる」と述べている（オリヴィエーマルタン・フランス法制史 940 頁、Histoire, p.628）。

(205) 講社とは *confraternitas* の訳（埜博士の訳）。同業組合（*communaute de métiers*）との違いは、*confrerie* は「宗教上の目的で、総ての階層、総ての職業の人々が集まるもの」であったが「やがて、同一の職業に従事する人々をしか集めなくなる」とし、「同業組合は、多分、同業講社から生まれたものであろう。なぜならば、起源においては、同業講社と同業組合との区別は余り明瞭ではない」としている（オリヴィエーマルタン・フランス法制史 261 頁、Histoire, p.172）。

制裁に服すべし⁽²⁰⁶⁾。

第189条：散財せず、職業の長が報酬を受けず、作業を仕上げ、充分と判断せば、速やかにその職に要すべきものを受領すべし⁽²⁰⁷⁾。

第190条：余は、職にふさわしき作業に余分な散財をするならば、職に不資格、無能と宣す。その管轄地の通常裁判所により資格を喪失すべし。

第191条：職業の長、配下、奉公人が、大小問わずいかなる理由、場合であれ、団体を成すこと、独占をすること、職業上の相互監視を怠ることを禁ず。違反は身体捕縛と財産没収の制裁に服すべし。

第192条：余の役人には職業の長とその配下が本王令を従順に遵守するように監視を厳命す。職務の喪失の制裁に服すべし。

本王令によって余の親愛、忠実なる、パリ、トゥルーズ、ボルドー、ディジョン、ルーアン、ドーフィネ、プロバンスの法院の各位、司法官、役吏およびすべての役人に命ず。余の本王令を、読了、公示、記録せよ。全項の遵守、維持、守護、管理および形式と文面にしたがった一切の無違反こそ余の喜びなり。

ヴィレル・コトゥレにて 1539年8月 余の治世第25年 フランソワ

(206) 1673年商事王令第1章（卸および小売見習いおよび商人）5条は「個人および団体が、志願者から、受け入れにあたって、定款に記載されたところ以外の料金を、いかなる名目といえども、徴収し、受領することを禁ず。100リーヴルを下回ることなき罰金の制裁に服すべし。また志願者が饗応をすることを禁ず。その受入の無効の制裁に服すべし」と規定する。

(207) 1673年商事王令第1章1条は「商人の親方のいるところでは、商人見習いは定款に定められた時間を全うすべし。ただし、商人の子弟はその父または母が居住する居宅に現に居住し、17歳まで、同商売の仕事を行ったときには、見習いを済ませたものとみなすべし」と規定する。